午前10時1分 開議

議長(角谷英男君) ただいまから平成14年第 2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規 定により、議長において10番 上山 忠君、1 1番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、報告第10号 平成13年度 泉南市土地開発公社経営状況について及び日程第 3、報告第11号 平成14年度泉南市土地開発 公社経営状況についての以上2件を一括議題とい たします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。上林助役。助役(上林郁夫君) 皆さんおはようございます。ただいま一括上程されました報告第10号、平成13年度泉南市土地開発公社経営状況について及び第11号、平成14年度泉南市土地開発公社経営状況について御説明を申し上げます。これらは、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告するものでございます。

それでは、平成13年度泉南市土地開発公社経営状況について御説明を申し上げます。なお、この報告案件は、去る5月23日に開催されました評議員会に報告し、理事会で承認されましたことをまず御報告申し上げます。本報告につきましては、議案書の97ページから106ページに記載いたしております。

主な内容といたしましては、103ページに記載いたしておりますとおり、事業収入として8億2,900万560円が市等から買い戻しを受けた収入であり、その面積は2万6,578.74平米であり、借入金、事業外収入合わせて収入合計額が10億1,675万6,592円でございます。

次に、支出といたしましては104ページに記載いたしており、土地取得費は0円で、公共事業用地として先行取得はございませんでした。管理

費、事業外支出、借入金償還金等合わせて支出合 計額は9億7,225万334円であります。

平成13年度末土地保有高の詳細につきましては、105ページから106ページにお示ししていますが、14事業合わせて120億4,605万515円となっております。

なお、平成13年度当期利益は、101ページ にお示ししているとおり243万9,046円とな りました。

次に、報告第11号、平成14年度泉南市土地 開発公社経営状況について御説明を申し上げます。

107ページをお開き願います。本報告は、平成14年度の事業計画、予算及び資金計画に関するもので、去る3月29日に開催されました評議員会に報告し、理事会で承認されたものでございます。

109ページをお開き願います。収入支出予算の総額はそれぞれ2億1,633万5,000円と定め、借入金の限度額は2億1,133万5,000円以内と定めさせていただきました。

予算の内容について主なものを御説明申し上げ ます。

1 1 0 ページをお開き願います。収入につきましては、事業収入はございません。借入金、事業外収入として 2 億1,6 3 3 万5,0 0 0 円を計上させていただいております。

支出につきましては、土地取得費はございません。管理費、事業外支出等で2億1,633万5,000円とさせていただいております。平成14年度予算の特徴は、事務費、支払利息のみの計上となっておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。 議長(角谷英男君) これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 和気君。 19番(和気 豊君) まず、決算の方からお伺いをしたいというように思うんですが、105ページの公社公有用地明細表を見ますと、泉南中央公園用地23億7,200万、それから和泉砂川駅周辺整備用地24億2,800万、これで大方50億近くを、120億余の全体の借入額のうちこれだけ占めているわけですが、この辺の処理の仕方、 それから、砂川駅周辺整備用地等では、マンションとそれから住宅用地に挟まれた、これは土地区画整理方式によって道路をつくるという、そのために取得した用地が今の状態ではもうほとんどめどがつかないと。その他、これに関しては本当に当初の取得目的を大きく逸脱して、状況が大変

に変わってきてる、変化してる、こういうことで、

本当にこの処理についてはどうしていかれるのか。

なかなかめどが立ってこないように思うんですね。

決算で見る限り1億8,700万、1億9,000 万近い利息の支払いだけでこれだけふえていって るわけですね。一般会計で買い取るときには大変 なことになるわけですが、ところがそういう取得 用地の効果的な利用ということについては、利用 していきたいんだ、いきたいんだというふうに言 われるんですけれども、その関係の収入が200 万ちょっとぐらいしかないと、こういうことで、 もうその差が大変なことになってきてる。

そういうことで健全化計画なんかをおつくりになってるんですが、この健全化計画も、国から補助をもらって事業化をしていくということについては、毎年11億ぐらいの事業をしていかなあかん。そういうことが到底今の財政事情ではできないということで、国からもらえる補助さえもらえない、こういう状況にもあるわけですね。

ほんとにお先真っ暗、一体どういうふうにしてこの解消を図っていくのか、事業化を図っていくのか、のか、こういうことを本当に真剣にどう考えておられるのか、その辺もお示しをいただきたい。

後の予算の方なんですが、予算を見る限り事業は全くしてないようなんですが、これは当初であって、もう今度の予算では、議案の関係では公社の取得用地に対する債務負担行為が出ておりますから、これもかなり事業をやるということになっておりますから、これはやっぱりまた支払利息はふえる。

ちょっとその辺の額も教えていただきたいんですが、当初には出ておらなかったけれども、年度途中で、理事会で決定をされて事業化をされる額、用地購入される額は一体どれぐらいあるのか、それに対する利息は一体どれぐらいになるのか、その辺もあわせてお示しをいただきたい。本当に購

入する限りは、きっちりとめどをつけてやっていただきたいなというふうに思うんですよ。

砂川樫井線なんかでも、結局なかなか用地買収にかからなくて、強制執行をやらなければなかなか取得できない。これも非常に事業化がしんどい。もう既に支障物件なんかで十数億購入している。にもかかわらず、これが速やかに供用開始に至らない、こういうことになっているわけですね。この辺は本当にどう考えておられるのかですね。

本当に大変な財政事情になってきているわけですが、これを解消するための事業化もなかなかめどがつかないと。ほんとにもうどん詰まり、お先真っ暗というふうな感じがするわけですが、その辺少しお示しをいただきたいなというふうに思います。

議長(角谷英男君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) おはようございます。土地開発公社の方 から、最初の関係につきまして御答弁いたしたい と思います。中央公園用地と、それから和泉砂川 駅前周辺整備用地の関係の利用の仕方等につきま しての御質問だったかと思います。

まず、中央公園用地につきましては、御承知のように一部山手側を職員の駐車場、それから海側半分につきましては有効利用を図るという意味で、 民間の運送関係の車両の駐車場が主なものですけども、暫定的に貸しております。

ことし、今年度に入りましても若干需要がふえ ておりまして、まだ空きスペースがございますの で、収入の確保に努めるという基本的な観点から、 数台新規の申し込み等もございまして、微々たる ものですけども、暫定利用の駐車場収入もふえて おります。そういうことで、少なくても事業化さ れるまでは有効活用を図ってまいりたいというふ うに思っております。

それから、砂川の駅前の関連の分ですけども、 経営健全化指針にもお示しさしていただいてます 分でございますが、できれば一部売却ということ で進めるというふうな基本方針が示されておりま すが、何分いろんな諸条件の高いハードルがござ いますので、その辺の整理を慎重にした上で対応 を決めていきたいというふうに思っております。 以上です。

議長(角谷英男君) 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 私の方から、平成 14年度に債務をお願いしております事業内容に つきましてちょっと御説明申し上げます。

まず、砂川樫井線用地でございますが、14年度に買い戻しを予定しておりますのは2,497万5,000円、面積にしますと45平米。それと、市場岡田線でございますが、面積が499.84平米、9筆でございます。額にして5,363万6,000円。それと、信達樽井線、面積が150.84平米、6筆でございまして、額は7,790万。それから、道路新設改良用地、これの事業内容は男里北線でございます。面積が566.88平米、5筆で3,300万。そして、泉南市農業公園整備用地、公園用地として1万5,012平米、4筆で1億5,420万円、そして調整池用地として218.4平方メートル、額にして210万。

以上、債務で14年度にお願いするということ で予定しております。

それと、砂川樫井線の問題でございますが、御 指摘のとおり、既に公社で持っていただいており ます面積が5,200万程度になっております。だ から、一般質問でもお答えしましたように、補助 事業で取り組んでおりますけども、担保がなくな ってきております。

したがいまして、これまでいろいろと4件程度 あるんですけども、交渉を重ねてまいっておりま すが、こういう状況の中でどうしても道を早期に 整備していくと。今の目標を平成16年度に立て ておりますけども、いわゆる法的な措置も念頭に 入れて交渉に当たっていくと、こういうことで、 できるだけ早く整備をしてまいりたいと、このよ うに考えております。

議長(角谷英男君) 答弁漏れありませんか。 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 中央公園の事業の 見通し、遅なっておるという点でございますけど ……(和気 豊君「砂川や」と呼ぶ)違うんです か。

この事業につきましては、御承知のとおり、数年前に計画変更によりまして、総合福祉センター

の関係もございましたし、変更をもって公社で用 地を債務で買収しております。

用途は現在職員の駐車場ということになっておりますが、事業自身が非常に長い間実現しておらないということでございますが、いわゆる水利等の問題がございまして、これから計画決定してございますので、できるだけ早い時期に事業を推進していくという立場でおりますので、よろしく。議長(角谷英男君) 谷財務部長。

財務部長(谷 純一君) 和気議員御質問の後段の分ですけども、平成14年度の計画というんですか、土地開発公社が今後先行取得する分で、債務負担行為を設定している分についてどれぐらいという御質問があったと思います。

これにつきましては、一般会計の第2号補正の 方でお願いする分になっておりますけれども、今 回債務負担行為補正という形で計上さしていただ いております。

それで、砂川樫井線用地、それと信達樽井線用地、それから市場長慶寺砂川線用地、この3件でございまして、トータルベースで2億7,886万円と、こういった金額になっております。

そして、この利息はどうかという御質問もございましたが、これにつきましては今後いつ買い取りがあるとかいうこともありますので、この利子計算については我々は計算しておりません。ただ、平成14年度、今我々が公社の方でつかんでおりますことしの先行取得事業としては、この以上の3件であると、このように御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) まだ抜けておりますが、 一応答弁はしたというふうに思われてるんでしょうけれども、砂川駅前再開発用地、ここで経営健全化指針の中で一部売却を図っていきたいというふうに言われてるんですが、売却できるような用地がないでしょうということで、例えば購入してる中で実際上売却は不可能なような用地があるでしょうということを言うたんですよね。

結局、寸詰まりになって両側から建物が押してきてまして、その土地なんてどうやって利用した

らええんか。当初の目的は逸脱しているし、だれがあんな土地を買うのかなというふうに思うんですよね。袋地もええとこじゃないですか。もう全く囲い込まれて、どうにも利用できないような用地になってしまってるんですね。

それはどないするんやと、そういうふうなことについても具体に私は聞いたつもりなんですが、御答弁がなかったので、一般的な答弁で、そら答弁しにくいなという苦衷はお察しするわけですが、やはりその辺はやっぱり議会ですから、我々市民の立場に立って、むだな購入をした土地について速やかに処分をしなければ大変なことになりますよと、こういう立場で物を言ってるわけですから、その辺はやっぱりお答えをいただきたいなというふうに思うんです。

それと、道路の関係が非常に多くあるわけですが、先行取得用地の中には。市長は10年なりの長いスタンスで先を見越して道路は考えていってるんだと、既に効果もあらわれているんだということでいつも言われるわけですが、市長は事業部長、公室長、それから助役、それから現在の地位になられて9年目にかかろうとするわけですが、そういう間ずっと見てきますと、やっぱり市長の時代にかなり計画をお立てになり、そしてその上で購入方を公社にお願いをされた、こういうところがたくさんあるわけですよね。

それがそのまま放置をされている。砂川駅前再 開発用地なんかはその最たるもんだというふうに 思うんですが、この辺の当初の見通しの、企画の こういう計画の中枢におられた。まさに平島市政 に対しても、そういう意見具申を中心になってや られた。こういう立場からして、今こうやって処 分できないような用地について、これははっきり と市として公社にこういうふうに考えてるんだ、 こういうことをお示しをされなければならないん ではないか。

公社だけが苦労していろいろ健全化計画になってるわけですが、買い取る責任はやっぱり市がお願いをして買わしてるわけですから、これはやはり市長が最終的には買い取る責任がある。ところが、事業化できない、財政危機や。これはどうなるんですか。

それから、先ほども言いましたように、本当に言いにくいんですが、結局1億9,000万近い利息が毎年どんどん、どんどんふえていってる。ところが、再利用の計画の中では200万何がしかしか利用ができない。答弁の中で池上局長がいみじくも言われた微々たるもんですがと、まさに微々たるもんなんですよね、全体から見れば。一体この辺はどうするんだと。

国からせっかく事業の計画を促進するような補助施策も出てるんですが、それさえ受けられないようなまさに八方ふさがり、こういう状況についてのあなたのいわゆる購入に際して考えられた、具申された、そういう立場からの責任、これはどういうふうに考えておられるんでしょうか。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 私は平成2年度まで事業部長をやっておりました。病気しましたんで離脱いたしましたけれども、そういう経過でございます。特に、道路については補助採択もいただいておりますし、単費の事業もありますけども、これは回転していってるというふうに考えております。

滞留してるというのは、今御指摘ありました中央公園、それから砂川駅周辺と、こういうことになろうかというふうに思います。中央公園については基幹公園という位置づけをいたしておりまして、早期に事業化をしないといけないわけでございますけれども、今年度も緑の基本計画というものを策定するということになっておりまして、これは地域公園、それから基幹公園、その他全市的に位置づけするということになっておりまして、この中で特に中央公園については、防災公園という形で事業化をしていくべきではないかということを考えております。

ただ、事業採択という部分もございますし、非常に面積が大きいもんですから、一度にすべて認可をとってというわけにはまいらないというふうに思っておりますので、段階的な施工によってこの公社用地の買い戻しをしていくという方向を考えているところでございます。

和泉砂川駅前周辺につきましては、平成3年、4年、6年というふうにありますけれども、これについては、和泉砂川駅前整備の1つの基本的な

方向が、街路事業でやる部分と民間でやる部分とに分けて役割分担をいたしておりますので、この主に代替地として買った用地については、将来砂川樫井線あるいは信達樽井線用地として必要と思われる部分は残さないといけないというふうに思いますが、それ以外については、暫定利用並びに、先ほど参事が御答弁申し上げましたように、一部売却ということも含めて健全化計画の中でお示しをしておりますので、その形に沿って今後ともこの保有土地の減少を図ってまいりたいと、このように考えております。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 何か健全化指針でめどが つくような話をされるんですが、中身はもうまさ にお寒い状態でしょう。

それから、市長、あなたは和泉砂川駅前再開発では、先ほど何か私に反論したつもりでしょうけれども、2年までは事業部長やったと。それ以降は何か泉南市のいわゆるまちづくり計画の企画の立場にないような言い方をされたんですが、和泉砂川駅前再開発はまさにあなた、この準備組合のどういう立場におられたんですか。一番中枢じゃないですか。

あなたの発案で一定の方向づけができるような 立場にあったわけでしょう。それで、今JRから 上も下も、本当に和泉砂川停車場線から西側につ いてはほとんどめどがついてない。まさにむだな 買い物になっていると。我々が有効利用で、公園 などむしろ人口的には過密なあの地域に公園をつ くったらどうやと、こういうふうに提案したけれ ども、何か最後には防災公園になってしまったん ですが、あの3億7,000万からの買い物をする と、新たにね。有効利用図っておられないじゃな いですか。

そんなことをやってきとって、何が健全化政策ですか。健全化政策の中身あなた一遍言ってみなさいよ。本当にこの土地を有効利用して、返済の借金を減らすための、そういうめどに資するような、そういうような計画になってるのかどうか。本当にこういうとこですから長いやりとりできませんけれども、そういう制約つきの質問をしてるわけですから、もうちょっと親切に答えないと、

何かそれでできるかのような、幻想を持たすよう な答弁はやめときなさい。

議長(角谷英男君) 3回目ですから。

19番(和気 豊君) はい、わかってます。3 回やからちょっと苦労しながらやっとるんです。

市長、もう一度責任者としての、買い取りをお願いした責任者として、もう少し明確な、本当に 我々に展望が見えるような御答弁をいただきたい と、こういうふうに思うんです。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先ほども御答弁申し上げま したように、道路用地については回転をしていっ ておりますから、計画どおり進めてまいります。

それから、中央公園については、先ほども申し上げましたように、今年度も公園調査をやりますけれども、再度きちっとした位置づけをした後に、基幹公園、防災公園としての事業化を目指していきたい、このように考えております。

それから、和泉砂川駅周辺につきましては、今 後我々でやる部分は、駅前広場も街路に入ります けれども、街路事業としてやっていくわけでござ いますから、再度地権者の皆さんにその代替地の 希望云々というところの調査をいたしまして、そ れ以外の部分については有効利用とそれから売却 について検討をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、公社保有地について は減少をさせていきたい、このように考えており ます

〔和気 豊君「補助も受けられへん。展望はないやん。結構です」と呼ぶ〕

議長(角谷英男君) ほかに。 島原君。 16番(島原正嗣君) 公社、協会の問題については、これは全国的に数年前から議論が百出しておるわけですけれども、まず1点は、監査委員の監査報告等がありますけれども、ちょっとお尋ねしますが、この監査委員はただ単に数字的な決算ということではなくて、いわゆる公社等の経営状況についてもある一定の指摘をすることが当然だと思うんですが、この中には数字上の監査は十分なされていると思うんですけれども、そういった視点に立った経営状況全体についての監査委員の指摘事項というのはなかったんですか、あったん

ですか、お答えをいただきたいと思うんです。まず、それからお伺いします。

議長(角谷英男君) 辻収入役。

収入役(辻 勇作君) ただいまの監査の状況で ございますが、私と野嶋さんとが監事ということ で公社の監査に当たっております。ここの報告書 にございますように、数字的については何ら問題 がないということでございます。

ただ、その中で運営といいますか、やり方について指摘をさしていただいたのは、市の方から買い取りのときに一応の計画というのがあるということで、そのことについてはできるだけ計画どおりにやっていただくように市の方に協議をする必要があるんではないかということについて指摘をさしていただきました。

もう1点は、この13年度の決算の中で、予算額について支出が全然ないということで、やはり当初、予算を組むときには、精査した形での予算を計上するということについては、極力努力されるようにということで野嶋監事とともに意見を述べたということでございます。

議長(角谷英男君) 島原君。

16番(島原正嗣君) もう1点は、105ページの土地開発公社の用地の明細表の中で、事業名の12のとこなんですが、旧持家制度用地とあるんですが、これは私の勘違いかもわかりませんけれども、この持家制度用地というのは、当時浅羽市長時代に同和事業の関係で取得された土地ではないかなというふうに記憶をしてるんですけども、これは取得年度平成9年というような表現をしてるんですけれども、今申し上げましたように、浅羽市長さんがやられてるときはもっと以前やったと思うんですが、これは途中で公社の方に何かの方法で買いかえたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

したがって、ここに書いてる用地は、将来事業 目的としてきちっと使用できるのかどうか、事業 が進行するのかどうか、ちょっと疑問にも思いま すし、その目的をちゃんと遂行できるという計画 方針があればお答えをいただきたいと思います。

それと、先ほども和気議員さんの御指摘もありましたように、利息だけで22億という総額にな

っておるんですけれども、市長も先ほどの御答弁 で不用な土地は売却してもええというお考えです けれども、じゃ今持っておられる財産のいわゆる 不良債権的な要素を持つ土地というのは、大体ど れぐらいあるのかですね。

総論的に行政の方で検討しておれば、将来的には100%の有効率というのはなかなかできないでしょうけれども、じゃその中でどれだけのものが不良債権的なんですか。売却してもいいということに事業外の用地を抱えてるというふうなめどが立たれてるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それと、もう1つ、農業公園の問題ですけれども、当時の事業計画からすれば、今の時代は随分と変化をいたしまして、事業の内容等の修正なりを一部しなけりゃいかんのではないかなという気がするんですけども、この目的は農業の事業振興等が中心だと思うんですけれども、ある意味では、また別の意味のいわゆる観光客を呼んで、その中での事業収益等々の関係もあると思うんですが、そういうことからすれば、本来の農業の養成なり育成なり、将来的な若者が農業に参加するという意味からして、この農業公園の計画、事業計画の目的というものも、若干今日の過程では見直していかなければならないという状況にあるのではないかというふうに思うんですが、その点も含めて御答弁をいただきたい。

議長(角谷英男君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) 公社の方から、3点ほどございましたの

で御答弁さしていただきます。

まず、持家制度用地の関係の分でございますけども、平成9年と記載されておりますのは、協会の方が閉鎖されまして公社に引き継いだということで、公社の資料としてはそういう形での記載ということになってきておりますので、現実は協会としては、議員御指摘のとおり前から持っておったということでございます。

それから、その土地の事業計画的な御質問だったと思うんですけども、先ほど来御答弁申し上げてますとおり、公社の経営健全化指針の中で、基本的な方針をお示しさしていただいておるわけで

ございますけども、御指摘のありました当該用地 につきましては、一応指針では、基本的な方針で はできれば売却対象予定という形で、基本的な位 置づけがされております。

ただ、売却するに当たりましては、整理しなければいけないハードルがたくさんございますので、その点は慎重に対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

それまでの間は、現場を通られたらわかると思うんですけども、やっぱりそのまま空き地で置いておいたら草刈り費用だけでもばかになりませんので、暫定的に有効活用を図るという観点から、借地収入を上げるために今現在は大型車両のリース会社に一部貸しております。それで借地収入を上げておると。

余談ですけども、いろんな整理をした中で、ことしはその辺につきましても、借地部分を一部変更、調整、整理いたしまして、借地収入も大幅に前年度と比べましてふえる方向で、今鋭意関係者と交渉を継続いたしておるところでございます。

それから、事業外の、要するに事業目的に沿ってできるのか、できない土地についてはどうするんだというふうな御質問だったと思います。これにつきましても、経営健全化指針の中でいろいろ仕分けしてるわけですけども、そういう示されております基本的な指針に沿いまして、厳しい社会情勢の中ですので慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(角谷英男君) 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 現在、事業を進め ております農業公園の件でございますが、この目 的は御承知のとおり農業振興と観光が主なねらい でございます。

現在、その辺につきまして管理・運営をどうしていくかということで、できるだけ集客をもって経営しなければしんどいということもございまして、運営の方法として民間の資金、経営能力、また技術的能力を活用するということで、現在PFI手法の導入につきまして検討中でございます。この導入の中で、できるだけお客さんに来ていただき、また農業の振興にも寄与するということで

今後取り組んでまいりたいと、このように考えて おります。

議長(角谷英男君) 島原君。

16番(島原正嗣君) もう意見にかえておきますけども、1つは今御答弁ございましたように、持家制度の問題にしても、これも多分公社、協会の関連から年度別に9年ということの表現をしたと思うんですけれども、これはもう随分長いんですわね、この持家制度の関係もね。これは十数年ぐらいかかってるんでしょう、多分。

だから、果たしてそういう時代の認識が今日の時代に通用するかどうかということも念頭に入れて、僕はやっぱりこの経営についての見直しというものもお互い慎重にやらざるを得ないのではないかなというふうに思いますよ。

本来、民間企業なら考えられないような経営を やってると言われても仕方がないし、本来公社、 協会の取り扱いというのは、一般財源を余り圧迫 するといろいろ財政上の問題や、地方自治体の経 営そのものにも非常な問題を残すということから、 一般財源を助けるため、支援するためのいわゆる 便法措置として、法律上はこの公社、協会という ものが認められているわけでありますね。

そういった意味では、むしろもっと厳しい経営 分析をして、必要なものと不必要なものを区分をして、必要でないものはもう売却をしていく。それで公社、協会の経営を健全化していくということにちょっとチェンジしないと、こういうふうないつまでも公有財産をたくさん抱えてたくさんの金利を抱くということは、結局は一般財源に大きな支障なり影響があるわけですから、その点十分配慮してやっていただきたいと思います。

それと、農業公園の問題です。私、農業委員ですけれども、かといって余り農業をしたことないんですが、問題は今の計画されて事業が進んでいるその農業公園の中で、確かに将来的な農業の後継者を育成するためのある意味ではエネルギーにはなると思うんですけれども、今部長おっしゃった観光目的としたということになりますと、もっと地域のいろんな形のものを整備しないと、一般的にここを見てあそこ行って何か見たいなとか、あるいは農業の体験をしたいなということはでき

るでしょうけれども、観光という定義からいいますと、これは非常に問題があるのではないかなというふうに思います。これは1つの事業振興の目的の中で、もっともっとこういった問題についての再検討をしていただくことを要望して、終わりたいと思います。

以上です。

議長(角谷英男君) ほかに。 大森君。 4番(大森和夫君) 13年度に砂川駅前整備事業用地取得事業ということで、6億700万円で 債務負担行為で土地の買い取りの予定がありましたけども、これが結局13年度中に買えなかった ということですけども、この買い取りがうまくいかなった理由を説明していただきたいと思います。 相手方の申し入れがあったということで始めた駅 広用地としての購入の話がなぜ失敗したのか。

それと、幾つかの答弁の中では相手方の都合ということもおっしゃられてますけども、具体的にどうだったのかね。例えば、売買の価格の設定がまずかったのか、低過ぎたのか、それが原因なのか、その辺をちょっと具体的にお話し願いたいと思います。

それから、これにかかわっては何度も私も質問さしてもらってますけども、税金の納入に関する誓約書が結ばれてるということで、これも市長にお聞きしましたけども、前の13年度の第4回議会ですけども、市長はこうお答えになってるんですよね、この誓約書の中身について。

税金の関係で誓約書の中身について聞いてるところでの市長の答弁ですけども、街路事業として道路あるいは駅広用地として購入を進めていたしております、ですからその際には、きっちりとその部分については納めていただくという話を通しております、ということの答弁をされてるんですけども、そもそもこの誓約書が結ばれたのが、駅前用地として買うことを議会に提案した2000年4月よりも前の2月ということで、議会に通す前にこういう誓約書を結ぶのはどうかと市長にお聞きしましたら、街路事業というのは当然頭に入ってるけども、それは一般的ではないと、駅前広場の用地を書くようなことは、それを指してのことではないというようなお答えであったと思うん

ですけども、これを見ますと、駅前用地として購入すると、予定してると、そういうことで話も進めておられるということをここで書かれてるので、市長の説明に矛盾するのではないかということを思いますので、その点お答え願いたい。

同じく平成14年度の予算審査の中では、担当係長が言うてるのは、街路事業として購入してもらうということはきっちり明記してますというふうに言うてるんですね。

市長はもう1つの僕に対する答弁で、この誓約書は一般的に土地を民間も買う場合も含めて書いてあるんだと、だから問題はないというふうにおっしゃったけども、この答弁聞きますと、街路事業ということがきっちり明記されてるということで、市長の説明とどうも合わない。これでしたら、やっぱり市が土地の購入を前提にして税金を払ってくださいと、そういう内容にもなってるし、これでしたら市が土地を買うてくれへんかったら税金払わんでもええと。

例えば、分納誓約を結んでましても、分納誓約きっちり入ってないですね、分納誓約と言われるほど。ほかの方は50万円、100万円きっちり毎月先付小切手いただいて払ってもらってるのに、この方は入ってないと。そういう状況を見ますと、この誓約書というのは市長の説明とも矛盾しますし、内容的に見てどうなのか、その点をお答えください。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) ちょっと議案の内容から離れてるというふうに思います。先般来からお答えしてますとおり、何か用地の売却といいますか、我々ですと街路、駅広で買収したときにも入れてくださいと、こういうことでございますから、何ら問題はないということでございます。

議長(角谷英男君) 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 私の方から、砂川駅前の13年度における債務の6億余りの用地買収、これにつきまして不執行に終わったという具体的な理由でございますが、これにつきましては、土地所有者から申し出がございまして予算化したものでございまして、結果的にいわゆる不執行に終わった理由としまして、大きな要因としまして

は権利関係ですね、土地についております。これが買収時には抜いていただかないかんという問題がございます。この件につきまして、第三者の権利関係がついておったということもございまして、当然額も1つの要因になろうかと思うんですけども、最終的に折り合わなかったということでございますので、よろしく。

議長(角谷英男君) 大森君。

4番(大森和夫君) この売買が何で不成立に終わったかというような話も今ありましたけども、結局価格が合わなかったということで、相手側からの申し入れがあったにもかかわらず、この債務負担行為は成功しなかったわけでしょう。その一方で、市長もおっしゃったけども、駅前広場用地を前提にした誓約書が結ばれてると。

これでしたら、そら税金払ってもらう方の誓約書を結んだ方は、自分の意図する金額というか、多くもらうために何ぼでも先延ばししますよ。その結果がこの債務負担行為の失敗と違いますか。こういう土地購入を前提にした誓約書、この方だっているんな 土地の売買だけと違うでしょう、お金もうける方法は、お金が入ってくる方法は。何でこういう駅前広場購入に関連して誓約書を結ぶんですか。

こんなことをするから、相手方の申し入れにもかかわらず金額が折り合わない、跡地をつぶすお金の限度が折り合わない、こういうことでどんどん、どんどん引き延ばしもされて、値段も引き上がっていくんと違いますか。その一方で税金も入らないと、こういうのが実態と違いますか。その点どうですか。こういうのは、購入せん限りはそしたら税金は払わんでええということの裏返しですか、この駅前広場用地の購入に関しての部分でいえばね。その点どうですか。

議長(角谷英男君) 大森君に申し上げますが、 先ほど市長が答弁しましたように、議案から外れ ないように、今税金をやっておりませんから、そ の点はよろしくお願いします。向井市長。

市長(向井通彦君) 買えなかった理由というのは、今部長が答弁しましたように、価格の点はそんなになかったというふうに思いますが 最終的にはですね。ただ、いろんなその土地に権利関

係の設定がございますから、相手側の都合もあったということでございます。

議長(角谷英男君) ほかに。 北出君。 12番(北出寧啓君) 開発公社の損益計算書、 いろいろ出てるわけですけれども、ここの理事長 は助役ですよね。助役は基本的に市長の指示を仰 いで購入等の基本的な指針を出すということです よね。その点はお答えいただきたいんですけれど も。

次に、和気議員の説明がございましたけれども、この公有地明細表を見てみますと、おおむね華やかな経歴を持たれてる市長が事業部長以降かかわった土地購入が多いというふうに判断しますけれども、例えば砂川駅前開発とか中央公園とか、今徐々にやるというふうな答弁ございましたけれども、この計画等についてどんなふうな考えを今持たれてるのか。購入が時代の流れでやっぱり失敗であったというふうに考えられてるのか、いや、それは仕方がなかったというふうに考えていらっしゃるのか、いや、それは成功であって、今後開発を順次開始していくというふうに考えてらっしゃるのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います

それと、これ公社取得用地ですね。以前に表が 出されたかどうかちょっと定かではないんですけ れども、もう完全に不良債権でどうしようもない もの、あるいは開発利用価値のあるもの、その辺 の区分けをもう一度担当者からお聞きしたいと思 います。

それと、売却云々て、中央公園も徐々に開発するというふうなお言葉でございましたけれども、聞いてると抽象的なので、どのような時期にどんなふうにやるのかということまでできたらお答え願えればと思います。済生会泉南病院で、じゃ本市の公立病院の計画はどうかというふうに議員から質問あったときに、市長が考えておりますというふうにお答えがあった。

今後、大規模改修等の問題もいろいろあります。 すべてにわたってやる予定であるというふうにお っしゃられても、具体的な時期、優先順位等が我 々議会としては見えてこない。どういうふうにや られるのか、お答え願いたいと思います。 それと、公社の場合は利子が2億円近く、これ自己増殖してるわけですよね、放置したままですね。前田課長が計画されて、いろいろお聞きしてましたけれども、そういう企画どおりには全くいっておらずに、今回人事異動でこれがどういうふうな継承関係をとっていくのか、ちょっと見えないものがあるんで、その辺も議会としては不安でございますけれども、これは言ってみれば隠れ借金ですよね、120億円。それが絶えず利子として自己増殖してくると、2億円。総合的に考えた場合に、今の一般会計予算から14.4%、公債費26億円が毎年支出されてますね。

もう1つ、これは若干公社にかかわってのことでお答えいただければ結構、お答えください。できなければ結構です。火葬場ですね。85%が市債、15%が一般会計から出すというふうにおっしゃいましたけども、これが市債であるんか、公社の先行取得するのか。これぐらいの120億等の負債を抱えたまま、あえてここからまた踏み込んでいくという場合に、どういう構造になるのかと。連結決算を考えた場合、公債費、それから公社負担ですね。その辺お答え願えればお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長(角谷英男君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 私の方から1点目の身分の関係ですけども、議員おっしゃるとおり、市長の依頼を受けて公社の理事長である私が先行取得するという形でございます。ただ、私の場合は、議員も御存じやと思うんですけども、市の方の助役という立場も持っております。当然、その辺は両方私は兼ねてるということで、御理解をお願いいたしたいと思います。

方法論につきましては、議員おっしゃるとおり でございます。

議長(角谷英男君) 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 私の方から、中央 公園と砂川駅前再開発の具体的に実施時期なり内 容についてどうなのかということでございますけ ども、砂川駅前再開発につきましては、一般質問 でもお答えいたしましたように、14年度におき まして交通バリアフリー基本構想の策定に向けま して、関係者、当然JR、大阪府と協議する場も ございますし、和泉砂川駅停車場線、この問題を どうするんかということもございます。

そして、砂川樫井線、これの変更もございます し、そして街路事業と駅前広場でやるという方針 が出ておりますので、この辺につきまして具体的 にいわゆる補助事業もにらみながら検討していき たいと。実施時期あるいは内容についても、当然 方針を確立していくということで考えております ので、よろしくお願いします。

それと、中央公園でございますが、市長も御答弁いたしましたように、時期はちょっと未定でございますが、今後水利等の問題がございまして、当然計画決定を打ってございますので、事業認可を段階的にとりながら進めていくと。というのは、事業費の件もございますし、補助金の問題もございます。だから、段階的にやっていくということで考えております。

〔北出寧啓君「だから、やるやる言ってるから ある程度時期の展望を示してくださいと言っ てるんです」と呼ぶ〕

都市整備部長(楠本 勇君) 中央公園につきましての実施時期については、今のところいろんな諸条件、条件整備はできておらない状況でございますので、ちょっと何年度からというのはお答えいたしかねると……(北出寧啓君「だから、できないと言えばいいんですよ、そしたら」と呼ぶ)。 事業については当然計画決定を打ってございますので……(北出寧啓君「議長、明快に答弁さしてください。質問の意図と違います」と呼ぶ)。

議長(角谷英男君) 池上都市整備部参事。

都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安夫君) 公社の方から1点ほどございましたので御答弁申し上げます。

いろいろ抱えておる土地の中で、事業目的がなかなか達せられないような土地と、仕分けというんですか、やはり整理をする必要があるんではないかというような御質問だったと思います。

評議員会等でも御説明申し上げたわけなんですけども、全体の持っておる土地の中で経営健全化 指針というのをお示しさしていただいてます。ただ、これはあくまで基本的な指針でございます。 その中には民間売却の促進というようなタイトルも設けまして、その中でどの土地につきましてはこうこうで進めるんだというふうな位置づけもなされておりますけども、自分がちょっと考えますのは、残っております土地の中で、いわゆる面的に残ってるとこが一番処理のしづらい部分だというふうに思います。その中では、特に接続道路がなかったりとか、それから不整形地であったりとか、ですから民間売却ということになれば、当然開発というんですか、どういう用途の開発か、まだその辺はいろいろあると思いますが、いずれにしろ面的に残ってる部分につきましては、開発条件の整備ができるかできないかというのが大きなウエートを占めるというふうに思います。

その際、我々の方でその辺の条件整備をして道をつけたりとか、そういうことをするわけにもまいりませんので、その辺の経費をかけずにできるような交渉というようなことがうまくいけば、不整形地であったり接続道路がなかったりという部分につきましても、整理ができるような方向に進められる可能性のあるところもございます。

ですから、いろんな意味でお金をかけずにそういう開発条件のクリアというふうなことを考えておりますので、慎重にやらないかんということもあるんですけども、その辺いろいろ勉強さしていただいた上で、進められるものは進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長(角谷英男君) 谷財務部長。

財務部長(谷 純一君) 北出議員から土地開発 公社の利息の問題について御質問がございました。

先ほども議員御指摘のように、現在13年度末で土地開発公社の保有高というんですか、120億あるということでございます。そして、そのうちの利子が2億ほど生じてるということで、今後こういった分についてどういうふうにするかということだったと思います。

実は、平成13年度土地開発公社の方で事業を 行っております。その辺からちょっと説明さして いただきたいと思うんですけども、平成13年度 末の保有高が120億4,600万ということにな っております。ただ、前年度、平成12年度と比較しますと、この保有高が6億2,700万円ほどの減少となっております。

ですから、この平成13年度に各道路の用地でありますとか、あるいは供用開始済みの土地を全部解消しましょうということで4件ほどございまして、これは大阪府の貸付金を利用しまして、貸付金2億2,300万ほどいただいたんですけども、それでもって用地の買い取りを実施したということがございます。そして、面積にいたしましても、前年度に比べて2万6,571平米ほど減少しております。

ですから、ことしの3月に健全化指針というのを立てましたが、その中で一番大きな目標として、 簿価の総額を圧縮しましょうという目標を立てております。ですから、我々としましてはこの簿価を、特に事業化を一般の方でしていただいて、それで減少していくという一般との連携を強くしまして、この辺のことをこれからも実施していきたいということを思ってます。

そして、また14年度もできたら面積でありますとか、あるいは最終13年度の簿価というんですか、それが減少していくということで我々努力をしていきたいと思います。

それと、支払利息の方ですけれども、12年度と13年度の支払利息もちょっと比較しますと、13年度は前年度よりも9,650万ほどの増となっております。ですから、12年度のときに議論さしていただきました2億がふえてくるということよりも、やはり13年度一般の方で買い戻したということがありまして、利子も若干減ってきてると、1年間の増加分が減ってきてるというふうな現象が出ております。ですから、我々としましても、こういったことに努力してまいりたいと、このように考えております。

それと、もう1つ、火葬場の事業計画というのがございました。それにつきまして一般か公社かということでございますけれども、これはあくまでもまだ事業計画の数字というふうに我々理解しておりまして、まだ財源というんですか、構成については今のところ我々としては考えてないということで御理解お願いしたいと思います。

以上です。

〔北出寧啓君「首長答弁してくれるんですか、 10年間をどう思うのかという」と呼ぶ〕 議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 土地開発公社のあり方その ものは、公共事業を円滑にするために用地をあら かじめストックしておく、それは今の時期とは若 干違いますが、右肩上がりに土地というものは土 地神話があったわけでございますから、それをで きるだけ早く手当てをしておくというのが1つの 考え方であったわけでございます。

そういう意味では、昭和の終わりごろから平成 の前半にかけては、そういう時期であったという ふうに思っておりますので、成功とか不成功とか ではございませんで、当時としてはやむを得なか ったんではないかと、このように理解をいたして おります。

議長(角谷英男君) 北出君。

12番(北出寧啓君) 今、担当職員の方の御答 弁いただいたんですけども、具体性に欠ける。さ っきも部長がお答えいただいたんですが、売却し ますよというお話がいろいろあるわけですよね。 開発に行きますよという話があるわけで、だから 公立病院もつくりますよ、中央公園もつくります よ、いろいろおっしゃられるんですけれども、総 枠の予算の中で優先順位をもってどの程度の時期 にやれるのか、やれなかったらやれないとおっし ゃっていただければ結構なんですよ。やる、やる と我々幻想を振りまかれてるから、ああ、やるん かなというふうに我々も市民も受けとめているわ けですけれども、その辺をもう少し正確におっし ゃっていただきたいし、なおかつ池上課長も苦し い答弁でしょうけれども、多くのハードルがある と、慎重にやりたいというふうなこの2語に集約 される答弁になっているわけで、ということは実 質的にできないというふうにしか受けとめられな ll.

それと、もう1つ気になっているのは、これま で旧来の多くの議員からも指摘ありましたけれど も、不整形土地とか、いわゆる道路がない土地と か、何でこのような土地を購入したかというふう なことで、一言どなたか担当がおっしゃっていた だければと思います。

これは答弁結構ですけれども、土地神話があっ て、確かに90年代からバブル崩壊が起こってく るわけですけれども、だから政治家として、首長 として、例えば先を読むということが与えられた 任務なわけですよね。市長もおっしゃられてます ように5年、10年計画ですよね。

その中で、政治家としてどういう戦略的な判断 を駆使して市民の幸福につながる政策展開するの かということが問われるわけで、補助金を幾らも らったとか、合法性があって、整合性、合規性が あって事務処理をしたかとかいう話じゃなくて、 だからその辺は仕方がなかったということでは、 それは我々は聞けないわけでありますから、その 辺を明確にしながら、自分の政治責任は一体何だ ったのかということを改めて考えていただきたい と思います。事務的なことだけ答弁ください。 副議長(東 重弘君) 答弁求めます。楠本都市

整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 私の方から特に中 央公園あるいは駅前再開発、この事業につきまし てやるのかやらないのかということでございます が、どちらの事業も当然市にとっては必要な事業 でございます。ただ、いろんな諸要件がございま すので、事業年度については明確にお答えできま せんが、やるということで御理解お願いしたいと 思います。

それと、駅前再開発の関連で、不整形地をなぜ 購入したのかということでございますが、その当 時私も担当しておりませんが、推測できますのは、 土地所有者から買い取り申し出がございまして、 その形状について当然精査いたしておると思いま

ただ、道がないとかということについては、こ れは購入価格に当然かかわってくるかと思います が、その時点で代替地あるいは駅前関連の道路用 地、そして駅前再開発用地の代替用地とかいうこ とで、当然必要であるという判断をされて購入さ れたと、このように考えております。

副議長(東 重弘君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) 公社の方からは、ハードルを超えるため の具体的な方法等の御質問だったと思います。

いろいろありますけども、わかりやすく説明さ していただきますと、例えば接続道路がない島状 態の面的用地があるとすれば、需要と供給だと思 うんですよ。欲しい人があれば、例えば前面道路 から前面をふさいで土地があって、その奥にある というようなケースの場合は、これは方法論いる いろありますけども、例えば一部接続道路用地と して用地をその当該奥まった土地の用地と分筆を して、奥とか隣りで交換するとか、いろいろ方法 を講じる中で、接続道路の条件がクリアされたり とか、それから不整形地等につきましても、その 辺の隣接地主との交渉等の中で、うまくいけばお 互い出っ張ったところとへこんだところを整理、 交換等をしまして、お互いに整形な土地にすると か、いろんなことを考えた上で、その辺の指針に 基づいた中で検討してまいりたいということでご ざいます。

以上です。

副議長(東 重弘君) ほかに。 成田君。 18番(成田政彦君) 旧持家制度用地、鳴滝第 一保育所用地の件についてお伺いしたいと思いま す。

同和事業に関しては、ことしの3月31日をもって国は事業を終結したんですけど、この土地をなおかつ市が持ってるということについて、どんな具体的な計画が今後あるのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

副議長(東 重弘君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) 持家制度用地のことにつきまして御質問 がございましたので、公社の方から御答弁申し上 げます。

先ほど来何回も御答弁申し上げておりますが、 経営指針にお示しさしていただいてる中で指摘されております当該用地につきましては、民間売却の促進という整理の中の土地に入っております。 ただ、具体にはめどが今ついておるかということになりますと、まだ全くついておりません。

先ほど来御答弁さしていただいておりますとおり、その辺の実現化に向けて超えなければならないハードル等を超えるための検討並びに勉強等さ

していただいた中で、その辺の対応を慎重に検討 してまいりたいと思っておりますので、よろしく お願いをいたします。

〔成田政彦君「鳴滝保育所の用地のこと」と呼ぶ〕

副議長(東 重弘君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) 済みません、ちょっと答弁漏れありまし たので、追加さしていただきます。

保育所用地の分でございますが、これにつきましては、経営指針の中で用途がもう不明確であるというふうな形で、個別にどのようにしたら整理できるのかというふうな仕分けの中の土地に入っております。したがいまして、そういう方向でその辺の整理を進めるために検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長(東 重弘君) 成田君。

18番(成田政彦君) もう答弁が全く明確でないと言わざるを得ない。ことしの3月31日に国の同和事業は終結したんですけど、それ以前からこのことはわかっていて、何度もこの旧持家制度用地については、この問題については議会でも土地開発公社の会議でも指摘されとると思うんです。

それで、この持家制度 8 億 6,000万、それから鳴滝第一保育所の用地 3 億 6 0 0 万、これだけで大体 7,900万の利息が支払われとると。それでこの土地は、事業目的達成されない土地でしょう、これもう終結するんですから。例えば砂川樫井線とか市場岡田とか信樽線とか泉南中央公園用地、これは明らかに事業計画もあるし、将来的に10年という計画、スパンでやるんですけど、この2 つの制度については明らかに事業目的が達成されない土地と。明確ですわ、これ。

というのは、もちろんこの土地を優先して経営 指針云々と言っとるんですけど、もう既に十数年 来言われとることですから、民間売却とか、それ から場所、旧持家制度は道路に面したいい土地な んですけど、公園化するとか、これは経営指針を 今から立てるとか、そんなもんじゃないでしょう、 これ、もう。事業目的が達せられない土地ですか ら、すぐこんなもん計画立ててもいいんと違いま すか。

そしたら、経営指針でいつまで立てますか。それから、鳴滝第一保育所。不明確な土地であると。これね、何で不明確。もう既に同和事業は終結ということで事業目的が達せられない明確な土地ですな、この鳴滝第一保育所用地というのは。不明確な土地ではないですわ、これは。明確にもう目的が達せられない土地ですわ、これは。

そういうもんに対しては説明できないでしょう、これ、経営責任が公社として。その辺どうですか。経営指針と言うけど、こんなん前からわかっとったんですよ、この土地というのは、事業がもう3月31日に終結するということは。10年、経営指針考えるんですか。

副議長(東 重弘君) 谷財務部長。

財務部長(谷 純一君) 担当参事が鳴滝第一保育所用地、それから旧持家制度用地についての今後の対応について説明さしていただきました。開発公社としまして、ことしの3月に今後の土地開発公社の運営についてどういうふうにしていくかということについての経営健全化指針というのを立ち上げさしていただきました。当然、その中には長期保有用地でありますとか、あるいは利子の問題とかいろいろ問題がありまして、今後どういうふうにこの土地開発公社を運営していくかと、健全化していくかという指針を出さしていただいたところでございます。

先ほど議員御指摘の2つのこの用地につきましても、従来から御指摘は受けておりました。そして、この問題につきましては、今回の指針の中の用途不明確土地の解消でありますとか、あるいは民間売却しましょうという対象土地にこれは挙がっております。ですから、公社が持っている用地の中のこの2つの問題につきましては、そういう位置づけをして、これから我々としても考えていかなきゃならないだろうと、こういうふうに考えております。

そして、先ほど用途不明確土地と申しましたが、この分につきましては、鳴滝第一保育所用地については、当初公社の方では、一番最初は協会の方で買収してるんですけども、そのときにはこの当該保育所の用地としての計画でもって取得された

と。

ただ、今までこの分については、一般の方にも 買い取れずに現在公社の方で保有してるということもありまして、この問題につきましてはもう用途が不明確になってる土地であろうということ、そういう位置づけのもとに、今後民間売却でありますとか、あるいはほかの新たな事業用地としての変更とか、こういった中で個別に検討を進めていきましょうということになっておりますので、その辺のこれからの運営については御理解をお願いしたいと、このように思います。

副議長(東 重弘君) 成田君。3回目ですよ。 18番(成田政彦君) 3回て、まだ詰まってない。市長にお伺いするんですけど、この問題については、いわゆる開発公社の保有地が14あるんですけど、この12、13については、同和事業が終結したということで事業目的が達成されない土地ということが明確になった土地だと思うんです。そういう点で他の土地とは明確に、こういう当初の目標とはもう関係ないと、そういうふうになりますので、先ほどの鳴滝第一保育所用地に至っては、不明確な土地とさえも言われとると。そういう点については、これ11億ありますわね、合計で。公社の抱えとる土地の約10%と言われる土地です。

そういう点では、経営健全化、こういう点からについても、これは経営指針が全く明らかでないんですけど、経営指針あるいは民間売却の問題、公園にするとかいろいろあるんですけど、これは早急に期間を設けて、こんなん持っとったって全く目的が達成されないということですから、そういう点で早急に経営指針と売却方針の期間を決めてやるべきだと思うんですが、その点どうですか。副議長(東 重弘君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 方向としては、そういう指針の中でそのような位置づけをいたしております。ただ、売却ということになれば当然相手も要ることでございますんで、そのあたりの問題も若干ございます。

ただ、場所的には悪くありませんので、いい幹 線道路にも接してるという場所でもございます。 今、暫定的にお貸しをいたしておりますけれども、 それはあくまでも暫定ということでございますんで、根本的な形で処理ができるように努力をしてまいりたいと思います。

副議長(東 重弘君) ほかに。 松本君。 11番(松本雪美君) ほとんど論議は尽くされたんですけれども、私は和泉砂川駅前で購入している用地の管理が十分できていないということで、いつもお声をかけさしていただいてるんですけれども、草はぼうぼうになってそのままになっていたり、自動車が駐車されて、皆さんはあいてる土地で喜んでおられるんですけれども、その辺のところはきちっと市がそういう対応をしていかないかんと思うんですよ。

個人が便宜に使っていらっしゃるという土地もあります。そういうのもあると思うんで、当然その実態はつかんでおられると思うんですけれど、そういう使い方をするならばするで、その利用している人たちへの対応は市はおろそかにできないと思うんで、いつまでもほうっておくというのはよくないと思いますので、その辺についてきちっとしていただきたいなと思うんですが。

副議長(東 重弘君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) 公社保有地の管理のあり方等につきまし ての御質問に対しましてお答えをいたします。

まず、1点目の草刈り等の問題ですけども、確かにたくさん持っておりますので、夏場になりますと草が生え茂りまして御近所の方に御迷惑をかけてるところもございます。そういう状況にあるところにつきましては、年に1回草刈りをしまして適正管理に努めるというふうな基本的な考えを持っております。現実にことしになりましてもそういう対応をいたしましたところもございます。砂川駅前につきましては、つい3週間ほど前ですか、草を刈ってきれいになっておるところもございます。

それから、放置自動車というんですか、無断駐車等の問題ですけども、確かに管理してる用地、すべて管理さくを設けて物理的に入れないような構造にしておるところばかりではございませんので、不法に駐車されてるところがあることは事実です。放置自動車の問題も含めまして、全体的に

はその辺は適法に管理できるように整理しておる と。最近では、中央公園用地の放置自動車なんか につきましては、所轄の警察にも相談さしていた だいた中で、法的な強制撤去という手続に至るま での行政的ないろんな手続、公告等の手続もさし ていただいて、近々強制の撤去をするというふう な形で考えております。

ほかのところ等につきましても、最初は警告というんですか、張り紙から始まるんですけども、そういう形でできるだけ適正管理に努めたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

副議長(東 重弘君) 松本君。

11番(松本雪美君) 先ほどからもほかの方からもありましたけれども、道もないような不整形の土地を購入したことで、それがちょうどいい格好の駐車場になっていたりします。私は、そういう土地は今ただ線を引いて使えないようにするというようなことではなくて、本当に住民の皆さんが喜んでそこを利用さしてもらえるような形の対応をとっていくべきじゃないかなと思うんですよ。

高いお金をかけて遊ばしておって、それこそむ だだと思うんですが、今あいているわけですから、 そして住民の皆さん、子供たちの多い地域でもあ りますから、先ほども和気議員の方からもありま したけれども、公園にするなり、駐車場にするな り、そういう仮の使い方が必要ではないかなと、 そういうふうに思っているので、せっかく大きな 土地があっても放置しておけば草はぼうぼうにな ってくるし、無断でそういうことが行われてると いうことは、やっぱりこれはぐあい悪いと思うん です。必要であればそれは使っていったらいいと 思うので、暫定利用をもっと本当に真剣に考えて いったらいいんじゃないかなと、こういうふうに 思ってるんで、ぜひお願いしたいんですけれど。 副議長(東 重弘君) 池上都市整備部参事。 都市整備部参事兼土地開発公社事務局長(池上安 夫君) 公社の暫定利用のことにつきまして御質

まず、暫定利用するに当たりましても、その土 地につきましては、基本的には事業目的があって 取得しておる土地でございますので、いわゆる暫

問等ございましたので、お答えをいたします。

定利用の中で、事業が決まればすぐにお返しして いただいて、本来の姿に戻すということができる というのが基本でございます。

付近の方に使っていただく等々の問題につきましても、たくさん持っておる土地の中でも無償で貸し出ししておる土地もあれば、有償でお借りしていただいておるという土地もございます。それぞれ公社の方に、先ほど来申し上げましたように、事業化されるときには速やかにその目的が達せられるような措置、具体的には、例えば無償であれば無償使用の申し込みをいただいて、我々の方で中身を検討さしていただいて、単年度で許可をすると。もちろん、単年度ですので事業年度が完了すれば次年度はまたそういう手続をしていただいて、貸すか貸さないかの判断をするというふうな手続を基本的にはいたしております。

議員御指摘の使わしたらいいんではないかということにつきましても、公共公益的にその辺のことがいけるのかどうかというようなことを検討した上で、手続はやはりきちっとしておかなければ、勝手に貸すというわけにはまいらないと思います。

ですから、当然そういう形でお貸しすれば、草 刈り費用等も縮減になったりという効果もござい ます。ですから、その辺は本来の事業目的が来た ときは、スムーズにできるような配慮をしながら、 正式な手続をした上で暫定利用等につきましても 検討してまいりたいというふうに思っております。 以上です。

副議長(東 重弘君) 以上で本2件に対する質 疑を終結し、本2件の報告を終わります。

次に、日程第4、議案第1号 泉南市助役の選 任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

副議長(東 重弘君) 理事者から提案理由並び に内容の説明を求めます。向井市長。

市長(向井通彦君) ただいま上程されました議 案第1号、泉南市助役の選任につきまして提案理 由を御説明申し上げます。

蜷川前助役が平成14年3月31日付で辞任されましたので、後任として神田経治氏を最適任者

と認め、助役に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、恐れ入ります、議案書別冊の3ページに参考資料として記載をいたしております。

恐れ入りますが、その中で少し御訂正をお願いしたいわけでございますが、その中で平成14年6月、大阪府総務部市町村課参事就任予定となっておりますが、就任予定が7月に延びましたので、まことに恐縮でございますが、御訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明と させていただきます。どうかよろしく御同意を賜 りますようお願い申し上げます。

副議長(東 重弘君) これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 稲留君。

13番(稲留照雄君) 久しぶりに質問さしていただくんですが、市長の御提案で最適任者ということで推薦されました。その中身を市長がどのぐらい御存じなのか。

例えば、今までどういうことをしてきて、大阪府には実は5,732人のこの方と同じ肩書の人がおるようであります。私は、大阪府とのかかわりについて重視はいたしますが、助役については全く賛成をしておりませんので、聞いてからいろいる考えてみようかなと思っているんですが、この5,732人という大量の同じ肩書の人のうち、この方を最適任者として市長が認めて出したということですから、その旨の説明をお願いしたいと思います。

副議長(東 重弘君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 今、御指摘ありましたのは、 多分知事部局のそういう職員の数かというふうに 思っております。今回の神田氏につきましては、 私も以前からよく知っておりまして、と申します のは、その経歴にもありますように、泉南府民セ ンターに勤務されておられたときから私は存じ上 げております。

1つは、そういう昔といいますかね、からずっと彼のことは承知もいたしておりましたし、当然 泉南府民センター勤務ということもございまして、 当地域にも地理的な面も含めて非常に明るい方だというふうに思っております。

それから、総務部の市町村課あるいは企画調整部の情報政策課、それから商工部の立地経済交流課というような重要な部署や、あるいは最先端の部署も経験されておられまして、彼の幅広い経験や、それから知識、それとこの泉南地域に思いといいますか、そういうものも強く感じておりまして、今後の泉南市に大きく貢献していただける方だというふうに思っております。

また、当然私自身も以前から知っておりますけれども、最近もお会いしてお話もさしていただいて、そのような中で本市の助役として十分やっていただける人物だということを確信いたした次第でございます。したがいまして、御提案をさしていただいたということでございます。

議長(角谷英男君) 稲留君。

13番(稲留照雄君) そういうことは、この選ぶ理由のごく一部のものだというふうに思っております。私ごとでありますけれども、かつて助役制度を廃止して部長を補佐官のような形にしたとか、あるいは部長級のうちかなりの方、4人とか5人とかを副市長という名前で、議会の同意を得ない形で助役並み待遇をしたということがありました。

先日、6月25日の産経新聞の夕刊に、神奈川県の大和市が助役制度を廃止したということが載っておりました。大和市というのは、私は人口20万ぐらいと思っておりますが、賛否両論あったと思いますが、しかし責任の所在をはっきりするために、私はこういうことが大変いいことかなというふうに思います。そういう意味で、この件についてどういうお考えか、お聞きしたいと思います。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 先般、新聞報道にあった件かというふうに思います。御承知のように、地方自治法では助役を置くということになってるわけでございますが、置かないことができるという、例外規定だというふうに思いますが、設けておるわけでございます。その中で、神奈川県大和市ではそういう案件が賛成多数で可決されたというこ

とでございます。

そういうところもそらあるというふうには思いますが、ただやはり地方自治法の本旨というのは、市長、それから助役、それと職員といいますか、一般職員といいますか、そういう形での位置づけがなされてるわけでございますし、また本市のように関西国際空港あるいはりんくうタウン等、これからまだまだ、広域行政もこれからの課題でございますが、そういう多くの課題を抱えている中では、やはり助役は必要というふうに感じております。

それから、副市長云々のお話もございましたけども、これは呼称といたしましては、京都市が助役を副市長というような名称で呼んでおられますけれども、これは法的な位置づけということではなくて、あくまでも名称といいますか、呼び方としてそういう呼び方をされているということは承知をいたしているところでございますが、私としては必要という考え方に立っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長(角谷英男君) 稲留君。3回目です。

13番(稲留照雄君) 了解。ごめんなさいね。

京都市は、助役制度はちゃんとありまして、愛称で副市長と呼んでるということは十分に認識しておりますが、かつて上越市が助役制度をなくしたことがあります。したがって、市長によってはこういう制度を条例をつくってなしにすることもできますし、また条例では泉南市は2人ですけども、1人にした例もございます。

ただ、1つ言えることは、関空の問題とかこういう問題は、大阪府と連絡をとったからということでよくなるとは、私は全く思っておりません。むしろ、1人の経験者として地方自治の時代に府の意向が市にきつく出てくるとか、あるいは泉南市が考えていることが、調整という意味ではいいかもしれませんが、筒抜けになってしまうとか、自主性が失われるということはもう明らかであります。

また、こういう助役を選ばなければならない理 由があると各市長は言っておりますが、私が議員 にならしていただいてすぐ大阪府から来た助役は、 百害あって一理なしということを言いまして問題 になりましたけども、そのとおりだと言っている 先輩市長の方が多いということもつけ加えて、御 意見は聞いたということで質問を終わりたいと思 います。

議長(角谷英男君) ほかに。 島原君。 16番(島原正嗣君) 今、御提案なさっておられる助役選任の件なんですが、私もまだ顔も形も姿も見たことはございません。後で選任されればごあいさつがあるかと思いますけれども、ただ向井市政はこれから4年間それで担当していくわけですけれども、助役の選考の認識と申しますか、考え方と申しますか、これはあくまでもこの4年間2人制ということで助役を選任していくのか、途中でまた1人制ということにもするのかどうかわかりませんけれども、具体的には人口五、六万の全国の市町村の中で、2人制という助役制をしいている市はどれぐらいおありなのか、わかっておればお答えいただきたい。わからなければ後で結構ですから。

それと、もう1つは、今御質問もありましたように、なぜ助役は大阪府なのか。1人、上林助役は地元ですけれども、大阪府なのか、この泉南市内の中にそういう登用するような人格者なり人物はいてないのかどうか。あるいは、庁内を見ましても、庁内の中に私の目から見れば随分とすぐれた人材等もいらっしゃると思うんですけども、そこらあたりの選考基準ですね、市長としての。どうなのかですね。

あくまでも向井市政の場合は大阪府から、あるいは1人は庁内から登用してるんですけれども、 そういう選考の仕方をしていくのか。まず、このことからお答えをいただきたい。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) いましばらくは、2人制でいきたいというふうに思っております。

それと、なぜ大阪府からかということでございますけども、本市は御承知のように、現在関空2期事業が沖合で展開されております。また、りんくうタウンにつきましても、今企業局の方で1万社ローラー作戦を含めて、分譲に重点的に取り組んでいただいております。

また、最近では知事のおっしゃってるような経

済特区構想ですね。りんくうタウンあるいは関空等を中心としたそういう経済特区構想というふうなこともあり、そういう空港、りんくうタウンを中心としたこれからの進め方については、やはり非常に専門性なり、あるいはもっと大きな部分と連携をとったりという部分が相当出てくるというふうに思っております。

それと、これからの時代、やはり地方分権というものが推進されなければなりません。大阪府との間では地方分権の一定のメニューは出ておりますけれども、私どもも順次その権限移譲を受けていってるわけでございますけども、これからさらに分権を進めていかなければいけないという立場、それと一方では本市の行財政が非常に厳しいということもございますし、行財政改革の実行、あるいはさまざまな財政的なこれからのまた大阪府に対する要望、要求ということもございますし、さらにはこれからの課題としては、広域行政あるいは合併問題というのも避けて通れないということで、かなり広い視野と中長期的に見た課題が相当あるというふうに考えております。

そういう意味からも、前の蜷川氏もそうでございましたけども、泉南市のために非常に努力をしていただいたというふうに評価をいたしております。したがいまして、今回も大阪府から1人はお迎えをして、2人助役制の中で最大限に力を発揮していただきたいと、こういう思いから提案をさしていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長(角谷英男君) 島原君。

16番(島原正嗣君) 私の主張してるのは、歴 代の助役さんが余り健闘しなかったとか努力をし なかったということは言ってません。それぞれ職 務分担をして、市の職員であれ大阪府の職員であ れ一生懸命やられてることは、私も常々感謝をし て見ているところです。

だから、その評価というよりも、むしろ今市長の御答弁をいただいたことに、私自身が政治に対する哲学、地方自治としての哲学からいえば、若干無理があるのではないかなというような認識をしております。

それは地方分権というのは、これはやっぱりそ

の地方なり自治体なりがそれぞれの特色を生かして、みずからが考え、みずからが行動すると、こういうことが基本でなきゃならんと思うんです。何も大阪府に頼るとか、国に頼るとか そういうことも大事ですよ。大事ですけども、主体はやっぱり自主性を持って、先見性を持って、次代をどう担っていくか、見ていくか、こういうことが今問われてるんじゃないですか。地方自治というのはあくまでも市民中心の地方自治でなきゃいかん、私はそう思っております。

そういう視点、観点からいえば、やはり地元の方々を選考して、一生懸命隅から隅まで回っていただいて、市民の生活環境や状況というものを把握しながら、国や府にきちっと物が言えるような行政体制というものをつくることが今日的課題ではないかなと、これは市長との認識違いかもわかりませんけれども、そういうことをやっぱりきちっとしていくためには、できれば地元の方々を助役さんに選考することが筋ではないですかなというふうに思います。

これは将来的な課題もありますが、合併問題なり広域行政ということもありまして、確かに一々大阪府にお伺い立てるのに市の職員が、あるいは助役さんが何回も行くということは時間もかかることですから、経費も必要であるわけですから、それはそれなりの一定のおっしゃるようなことも大事だと思います。ただ、やっぱり自前の助役さんを選考していただいて、市民と一体になって喜びも悲しみもともにできるという、そういう手法をとることが私は大事ではないかなというふうに思います。

それから、財政上のこともおっしゃいましたけれども、私は、議会も御存じのように、前回の議会から26名が23名ですか、3名減員されまして、非常に厳しい選挙、戦いをしました。議員の定数を削減するということは、それぞれの議員さんの使命、生命にかかわってるわけでありますから、これは大変なことだと、私もそういう考えを持っておりますけれども、できるだけ今の時代に合うように、議会としても多少の議員削減は必要ではないかということで、皆さん決断をしていただいて今日に至ってるわけです。

そういう点からすれば、うちの場合、まだ7万人になってないと思うんですけれども、助役2人制というものはいかがなものだろうか、1人でも十分できるんではないかというふうな思いもいたします。そういった意味で、もう一度市長の見解を伺いたいと思うんです。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 島原議員さんの言われるの もごもっともな面もあるというふうに思います。 ただ、今本市の置かれている状況からすれば、や はりまだなお大きな課題が幾つか山積していると いうふうに思っておりますので、その中で最大の 効果を発揮するという意味において、1人は内部、 1人は大阪府という形でやらしていただいた方が より効果的ではないかという思いを持っていると ころでございます。

それと、先ほどちょっと答弁漏れましたけども、この付近では高石市さんですね、うちより人口はちょっと少ないんですが、2人制と。少し多いんですが、貝塚さん。もっと大きい岸和田とか堺はもちろんでございますが、そういう状況にあるというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(角谷英男君) 島原君。

16番(島原正嗣君) もう意見にかえておきますけれども、私も長い間議員をさしていただいて、いろいろ助役選任等にはかかわってきてるわけでありますけれども、今まで一度も反対をしたことはございません。何回も申し上げますように、泉南市民の中には非常に優秀な人材もいるのではないかなというふうに思います。

私は、何も私を助役にしてくれという気持ちで言ってるのではございません。そのような身分不相応な要望はいたしませんけれども、ただ長年やっぱりきちっとその日その日をお互い真剣に考え、見て、今日に至っているわけでありますけれども、できれば私はやっぱり地元の中から助役さんというのは選考していくべきだはないかなと、そういう希望を持っておりますから、その点意見だけ申し上げて、終わります。

議長(角谷英男君) ほかに。 大森君。 4番(大森和夫君) 前回の蜷川さんの助役の選 任の場合には、割と詳しい説明もされてたし、各会派にも2人制でいいのか、1人制でいいのか、市長が意見を聞かれてから市長の御判断で2人制にしたと、そういう経過があったようですね。それを見ますと、蜷川さんがやめられてから今回提案あって、市長選挙を挟んで1人の空白期間があったわけですよね。

私、この期間を見て、市の財政状況見て、市長が公約でも出されてる行政手腕があるということからいうと、もう1人体制でいくんだなとずっと思ってたんですよ。市の財政状況を見れば、泉南市よりも大きな市でも1人でやってるし、堺市みたいなとこでも2人ですわね。堺市みたいな大都市が2人ということで考えれば、できれば1人でやるのが泉南市の財政状況から見れば当然だというふうに思いますので、その辺で市長はこの助役に対して何を期待されているのか、どういう点でやっていただきたいのか、お答え願いたいと思います。

前の蜷川さんのときには、1つは行財政改革、1つは空港問題というふうにお答えになってるんですね。この問題で見ますと、行財政改革でいえば、市の財政状況を見れば、2人より1人の方がいいのはもう当然のことであります。

それから、上林助役1人でも、この1人の間、市長が選挙のお留守の間も上林さんは十分務めてきたし、そういう能力も十分あるのはもう明らかですから、行政改革上も1人で十分。なかなか立派な、演壇でお話しされて、声もよろしいし、もうすっかり僕は気に入ってるので、新しい助役の方もええ声してはるかもしれませんけども、ぜひ引き続き上林さんの声を聞きたいということが1つです。

それから、りんくうタウンの問題ですよね。りんくうタウンの問題でいえば空港問題。今、稲留さんも言いましたけども、直接空港問題で2期事業で大阪府の方に来てもらうということは必要ないし、りんくうタウンでいえば済生会泉南病院が片づいたということで、この部分からいえば新しい府からの助役というのは特別必要がないと思います。その点、市長は何を期待されるのか、お答え願いたい。

それから、もう少し議会に対して、前回はあれだけ議会の意見を聞いて、1人制、2人制を判断されたというのに、今度は全然相談がない。そういう姿勢はどういうことが原因してるのか、その点もお答え願いたいと思います。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 1人制、2人制については、前回のときに各会派の御意見をお聞きをいたしました。それはそれで記録としても残しておりますし、それぞれの会派の皆さんの御意見は、現在もそのように私としては受けとめております。事前の懇談の中ではいろいろ御意見もちょうだいをいたしたところもございますけども、基本的には以前のときにお話をお聞かせいただいてるというふうに思っております。

それから、本来ですと継続して助役の選任というのをお願いしたかったわけでございますが、すぐに4月に選挙というのもございましたので、それは余りにもやはり僭越だということで、選挙が終わった後で御提案をさしていただいた次第でございます。

それから、何を期待するかということでございますが、御承知のように今関西国際空港の2期事業が沖合で展開されておりまして、私どもは2期事業あるいは全体構想推進という立場でございまして、これらを円滑に推進をしていくという立場でおります。そういう中で、やはり大阪府あるいは関西の経済界とも相連携しながらこれを進めていかなければいけないというふうに思っておる次第でございます。

次に、りんくうタウンでございますが、済生会については一定の竣工を見たわけでございますけども、今取り組んでおりますのは、先ほども申し上げましたように1万社ローラー作戦の中で早期に分譲先を探すということ、一方ではその分譲だけはなくてもう少しやわらかな土地利用、あるいはその土地の販売だけではなくて、例えば定期借地等の手法の問題、これについても我々の方は提案をしているわけでございまして、そういう1つの大阪府、特に企業局と我々との連携が必要になっているというふうに思っております。

それと、知事が今構想として披瀝されておりま

す経済特区の問題でございますけども、これには りんくうタウンも当然対象区域ということで入っ てるわけでございまして、これの具体化について も積極的に取り組んでいく必要があるというふう に考えているところでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、地方分権の推進に当たりまして、特に大阪府からメニューを示されているわけでございまして、それを1つ1つ我々は着実に権限移譲を受けていくと。そのための準備あるいは受け皿づくりというものも必要でございます。こういうことにも期待をいたしております。

それと、引き続いての行財政改革の実行という 面で、行革の方も担当をさせたいというふうに思 っております。

それと、広域行政あるいは合併問題ですね。これについても大いに研究をしなければならない課題でございまして、これについても特命事項という形で担当をさせたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本市においての広い 視野と中長期的な見地に立った取り組みが必要と 考えておりますので、その中で力量を発揮してい ただけるものというふうに期待をいたしていると ころでございます。

議長(角谷英男君) 大森君。

4番(大森和夫君) 泉南市で一番大きな問題、 それから市民が解決してほしいと思ってる問題は、 行財政改革、財政難の問題だと思うんですよ。これを推進していく上で助役がもう1人大阪府から 必要というのは、これは逆立ちした議論だと思う んですよ。もう1人でも十分いける能力の助役を 抱えていて、何で2人にする必要あるんですか。

それで、この問題は、市長みずから 1 人でも上 林助役と力を合わせてこの難局、財政的な問題を 解決していくという、そういう姿勢が大事だと思 うんですよ。例えば、部長クラスの方も幾つか課、 部をくっつけて数減らす、職員も数減らす、給料 も引き上げ、賃金も引き上げを延ばす、市民には 福祉、教育、財政難を理由にして切り捨てると。

そういう中で、何でみずから苦労して汗流して 1人体制にしないのか。この問題をそういう形で 逃げていくというのは、市民に示しがつかないし、 行政手腕を売り物にしてる市長の公約に反するも のではないかと思うんです。

その点、行政改革という立場で市長みずからその問題に先頭になって解決していく上でも、1人体制を進めていく、それから市民や職員の置かれてる立場からも解決すべきではないかという点にお答え願いたいと思います。

それと、前の蜷川さんは環境工学ということで 環境問題にも詳しいという方でしたけども、今度 の神田さんの経歴を見ますと町村課ということで、 これは合併を大分重点に置いた配置じゃないかと いうふうに思います。この町村課というのは、今 の第一の課題は合併でしょうし、それからこうい う配置を見ますと、府主導の合併の押しつけをや すやすと受け入れる市長の姿勢というのが見え隠 れするんですよ。そういう部分はどのようにお考 えなのか、お答え願いたいと思います。

それから、りんくうタウンのことは、1万社ローラー作戦ということで今頑張ってますけども、1万社ローラー作戦でも2社、3社ですか、こっちの方に、りんくうタウンに来たのは。そやから、1万社ローラー作戦なんかそういう数をこなすような仕事は、助役が来たからというて解決するもんじゃないと思うんですよ。

そら、ある程度は 今、関空の問題で問題になってるのは、思ったよりも利用者が少ないとか、それから予算がかかるという問題であって、大阪府から助役が来たというて解決するような問題は1つもないと思いますよ。その点どうですか。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 助役の報酬だけの部分をとらまえておっしゃるということについては、やはリトータルで見なきゃいけないと思うんですね、 泉南市全体としてですね。そういう評価をしていただきたいというふうに思っております。

それから、行財政改革については当然推進をしていかなければなりません。その中で、本部組織もつくっておりますけれども、より具体的な責任者といいますか、そういう形でむしろ大阪府から来ていただいた方にしていただく方がいろんな面で対応が進むのではないかと、このような期待も

いたしておるところでございます。

あわせて、市町村課の性格もおっしゃいました けども、いろんな実務をされておられます。行政 全般、市町村行政をある意味では指導、育成する 立場もございますし、それから財政という分野も 持っております。当然、広域行政、その他の職務 もございます。そういう中でございますから、多 面的な力量で課長代理として現在発揮をしていた だいておるわけでございますから、泉南市におい てもそういう形でのプラス効果が非常に大きいと いうふうに思っております。

それから、合併問題については、これは言われるとおりで、国や府の押しつけということではなくて、みずからが選択をすべきことだというふうに思っております。

ただ、時代の流れとして特別法もできておるわけでございますから、その中で大いに研究し、議論をすると。その中で、市民の皆さんあるいは議会の皆さんに、当然長の立場もありますけれども、方向性を出すということが大事でございますから、当然この所管についても担当をさせたいと、このように考えております。

議長(角谷英男君) 大森君。

4番(大森和夫君) 行政改革の面では助役 1人 の給料の話をされましたけども、ここではやっぱ り市長の姿勢を見せると。いや、それでも1,00 0万ぐらいのことですからとおっしゃるけど、そ ういう市長の姿勢を市民も職員も見てますよ。実際に職員の数はふえてませんでしょう。減らすことを目的にして合理化進めてますでしょう。それ から、給料も上がってませんでしょう。

そういう姿勢の中で、この間ベースアップも何年間ストップしてますよね。後で答えてください、それは。そういう点からも市長の姿勢をまず第一に見せるということが大事で、その点では1人制で十分賄えるというふうに思ってます。

それから、もう1つ、十分に議会に相談があったのかということで、以前議会に2人制か1人制かということでお話しありましたけども、今回はなかったと。何か記録をとってるというお答えでしたけども、これはどういう意味なのかね。記録をとってて2人という確約がもうとれてるんやと

いうことの意味なのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) ちょっと質問されるのは正確にしてほしいんですよ。給料をストップはしておりません。給料カットはしております。そういうことですよ。そやから、昇給とそれとは違いますから、ここで申し上げておきたいというふうに思います。

それと、今言われました各会派については、前回のときに意見をお聞きしました。それの記録は とっておりますという意味でございます。

今回についても私の方針として、引き続いて2人制という形でお願いをしております。改めてのそういう1人制がいいか2人制がいいかというところまでは至っておりません。2年前でございますんで、そういう形で各会派の御意見は承ったということでございますから、改めてはそういうことはいたしておりませんが、そのときのいろんな御意見というのは十分承知して、御提案をさしていただいてるところでございます。

議長(角谷英男君) 質疑の途中でございますが、 1時30分まで休憩いたします。

午後0時13分 休憩午後1時30分 再開

議長(角谷英男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第1号に対する質疑を続行いたします。質疑はありませんか。 北出君。 12番(北出寧啓君) それでは、ちょっと簡単 に質問さしていただきます。

私も外部助役は基本的に賛成を堅持しておりますので、その点から質問をお聞きしたいと思うんですけれども、ただ財政状況が困難をきわめているので、助役2人制というのがそろそろ1人制に移行すべきではないかというふうに考えております

それと、分権ということで日本の地方議会の二層構造というのがございますから、その線を今後地方自治法の改正に当たってでも、中央、地方関係は都道府県に限定されてまして、市町村関係というのはどちらかというと不問にされてるという

構造を持ってます。しかし、なおかつ市町村の分権ということで統廃合を含めて問題になってる段階で、その辺の市町村の分権についてどうお考えされてるのか、お聞きしたいと思います。

おっしゃいましたのを伺ってて、行政経営のいわゆるアドミニストレーション・マネジメントの部門では、そういう意味では当面の枠組みの中では必要かというふうに私も判断します。

ただ、開発行政で空港 2 期事業というのは、堀口議員からもいろいろ御指摘ありましたように、なかなか約束が不履行であるというふうな構造がある。企業局と云々というふうなお話も、基本的に私が非公式に伺っているところでは、2005年ないし6年にもう解散するんじゃないかというふうなことを伺っております。大阪府の企業局を中心とした開発行政というのはもう完全に破綻しておりまして、今大きな枠組みで学会でも集約されつつありますけれども、いわゆる地場産業の振興とは無関係に開発行政をやってきたと。

泉北ニュータウン等はいわゆるドーナツ化現象で一定の成功はありましたけれども、高石市も今破綻に近づいておりますし、大阪湾岸の開発に関しては大阪府は極めて下手だったと。地場産業との関連なしに開発を行ったというふうなことで総括されてますし、そういう意味では開発行政絡みで助役を迎えるというのはどうかというふうに判断します。

それから、さっき合併問題も御指摘ありまして、 言及がありまして、どうこう言っても大阪府、地 方課は合併ありきの指導を行っておりますので、 そういう観点から助役というふうな位置づけは横 に置いていただきたいなというふうに思います。

今言った点を集約しますと、財政で今後1人制の助役はどうなのかと、分権時代の二層制の中で市町村自治をどうお考えになってるのか。それから、開発行政ということで、助役の出向というのはどうかと思うというふうな点についてお答え願いたいと思います。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、助役2人制について、 北出議員も基本的には2人制がいいんではないか、 ただいつまでもというのはどうかという御質問だ ったというふうに思います。

時それぞれの置かれてる状況によって、当然変わり得るというふうに思っております。ただ、本市の今の状況といいますと、先ほど来から申し上げておりましたように幾つか課題がございまして、関空、りんくうというのも1つございますし、また後ほど御答弁します地方分権の問題、あるいは行財政改革、財政問題、それと広域行政ですね、こういう課題があるわけでございまして、そういう意味ではいろんな情報の収集も含めて、大阪府の方から1名来ていただくというのがまだ必要な時期ではないかというふうに思っております。

ただ、ずっと将来とも2人制かといいますと、 それはやはりそれぞれのその時期においての本市 における状況によって変わっていくべきものだと いうふうに思っております。

それと、地方分権でございますけれども、一括法が施行されているわけでございますが、機関委任事務が廃止されたということもあり、また国あるいは都道府県からの事務事業が最小の自治体であります市町村に権限が移譲されるということになっております。本市においても、大阪府で三十何通りかのメニューがございますが、幾つか移譲を受けているわけでございますが、まだ十分なところまでは至っておりません。

それは、1つは財政的なものがついてこないという部分と、それからやはり専門性を有するという部分もございますし、マンパワーの必要性もございますから、一気にというわけにいきませんが、1つ1つ我々の方でこなせる分権については積極的に分権を受けていきたいというふうに思っております。

ただ、地方が自立するというのは、やはり分権 だけでは無理だというふうに思っておりまして、 基本的には税制改革も含めて、税配分の問題も含 めてやらないと、なかなか交付税だけで措置をさ れてるというふうな今の状況では、非常に難しい んではないかというふうに思っております。

それと、企業局については、おおむね10年先に廃止という方向が大阪府の方で打ち出されております。

開発行政を進める立場で迎えるのはということ

でございますが、企業局については、御承知のように既に造成されて新たな投資というのは余りやっておらないわけでございまして、後は本市との約束のこととか、あるいは分譲ですね、この面についてできるだけ早く分譲促進をするということが課題だというふうに思っております。

その中で、泉南市は今の土地利用のあり方をもう少し見直してはどうかという提案をさしていただいておりますのと、それから分譲一辺倒ではなくて、今の時代でございますから、定期借地とか、あるいは信託制度も含めて、そういう活用の仕方ということも提案をさしていただいております。そういう意味では、これから大阪府と本市が連携をとりながらやらなければいけない課題というのは、まだまだたくさんあるというふうに思います。

それと、知事が言っておりますような経済特区、これは法律改正も伴いますのですぐというわけにはまいらないかと思いますが、大阪府並びに経済界で1つの案をお持ちでございます。それは関空本島とりんくうタウンもその中に入るということでございますから、この経済特区についても今後研究し、そして活性化につながるということであれば、推進の立場で共同歩調をとらなければいけない、こういう課題があるというふうに思っておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと、このように思っております。

議長(角谷英男君) 北出君。

12番(北出寧啓君) 2点だけ、開発行政云々 というのは、そういう意味で助役を迎えるべきで ないというのは、それはもう首長の執行権でやっ ていただきたいということでございます。

それから、経済特区云々というのは、おいしい話は常に関空1期、2期工事でありまして、すべて崩壊してますし、実際大阪府の、先ほど申しましたように開発行政の中で企業局の位置というのは、やっぱり非常にうまくいかなかったということがありますんで、また余り経済特区で踊らされないように戒めてやっていただきたいと思います。

議長(角谷英男君) ほかに。 和気君。 19番(和気 豊君) 午前中来いろいろ質疑、 やりとりを聞いておりまして、私正直に言って感

それで終わりたいと思います。

想なんですが、市長自身が額に汗して本当に頑張るということではなくて、何か府から助役に来てもらって助役の力を着て、府の力をかりて泉南市の発展ありきと、こういうふうな考え方に、府からの出向による助役2人制をそういうふうにとらえられてるような気がしてならない。一体市長はどういうふうに仕事されるのかなと。

例えば、行財政改革本部長は市長ですよね。市 長ですね。それじゃ、市長は本当にその都度状況 を掌握して、部下から言われるんではなくて本当 に推進会議を招集される。泉南市の財政事情なん かについては、よそから来た助役さんよりも財政 担当部長が最もよく掌握しているわけですから、 その辺を事務局にして鋭意具体的にやっぱり汗し て行動すると、こういうことが今やはり求められ ているんではないかと。

ただ、行財政改革の圧倒的な部分は市民に犠牲を強いるような中身になっておりますから、あるいはやるべき公共事業、本当に子供たちに待たれているような事業を先送りする、こういうことはだめですよ。泉南市のむしろ内発的な発展と。他市でもいろいろ、長野の各市やあるいは九州でも湯布院なんかでは、本当に地元のある力、あるいは生きる資材、観光資材なんか豊富にありますから、そういう地元が持てる資材、宝を利用しながら内から発展を遂げていくと、こういうことで、非常に職員なんかにやる気が起こっている、こういうふうな話を聞いているわけですが、なかなか泉南市には実際そうはならない。

本当に地場産業なんかにしても、たまたまナスビなんかは効果はあらわれてきてるわけですが、一方樽井紋羽から始まったそういう繊維関係、本当に最近も何か2つほど作業用手袋が店じまいするやもしれないと、こういうふうな話が出てきています。大変な状況にあるわけですね。

そういうことに本当に行政が汗をかいて、内からの発展をどう期していくか。そういうことでは仮に2人にするにしても、先ほど来から意見ありましたように、やはり地元のことに精通して、地元の産業発展に本当に力を尽くしてこられて、そういうノウハウを持っておられるような、そういう方をこそやっぱり選ぶべきではないかというふ

うに思うんですが、外から何かいい方策を持ってきてくれる、それを待ち望んでいるというふうな、本当に汗して頑張るというふうな、そういうところがなかなか見えないように感じるわけですが、その辺で。

それから、いろいろ府との関係で言われるわけですが、例えば地方分権の問題ですよね。これなんかも何か大阪府からいろいろ暫時市の方に権利の移譲があると、こういうふうに言われるんですが、まさに今権利移譲してもそれに耐え得るだけの財政力はないと。地方分権はいろいろ法定委任事務なんかのあれを下しおかれるわけですけれど、それを実行していくための財源措置がないというのが一番今地方分権で大きな問題でしょう。

だから、それは地元からこういうことで困ってるんだ、こういう内発的な告発を国に上げる、本当に地方分権が名実ともに進行するような、そういう状況を内からつくり出していく、こういうことに市長自身がやっぱり汗をかくと、こういうことが大事なんではないかというふうに思います。その辺で意見を聞きたいというふうに思うんですが。

それで、関空の2期工事の問題も言われました。これにかかわって大阪府との関係が非常に大事だと。1期工事のときには地域のいわゆる環境整備の問題、極めて泉南市にかかわりの深い、例えば済生会泉南病院の高度医療化とかいろいろあったんですね、大阪府との関係で。これはしっかりとやってもらわなあかんと、こういうことで、まだあったんですが、今度の2期工事では、地域の関連街づくり、私の知る限りでは国が余り地元に関係ないような、例えば紀淡連絡橋とか、あるいは大阪湾岸周遊道路ですか、そういうものとか、余りこれは泉南市のかかわる部分ではなくて、むしろ国にどんどんうちから意見を言うような事業がメジロ押しだと。

具体的に泉南市に特にかかわりあるような身近な事業というのは、ほとんど関連事業では位置づけられていない。私の知る限りはそういうことなんですが、市長ね、2期工事で本当に大阪府の力をかりなければならないのは、具体にどういうものがあるのか、お示しもいただきたい、こういう

ふうに思います。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、行財政改革でございますが、今本部組織を設置いたしまして月に1回進行管理を含めてやっております。ただ、実務については行財政改革推進室をつくっております。そこでやってるわけでございますが、やはりまとめ役といいますか、そういう形で担当をさせたいというのが1つございます。ですから、それは今後とも行財政改革を推進していくという立場でおるわけでございますから、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、地方分権の問題でございますが、和 気議員言われましたけども、私も前任者に答えた ように、分権を受けるということについての問題 点は、やっぱり分権だけ来てお金がついてこない というのは私も指摘しているわけでございまして、 それとか専門性とかマンパワーが当然要るわけで ございますから、課題としてはあると。この点に ついては、当然全国市長会からもこういう分権を 受けるについての問題点の指摘もし、要望もいた しております。

ですから、これは当然我々、泉南市だけではございませんが、各自治体ともそのようなことについては、国の方できちっと措置した上で分権を受けられるようにという考えで行動をいたしているところでございます。

それから、関空2期あるいはりんくうということでございますけども、2期事業については今工事そのものは順調にいってるわけでございますけども、まだ上下分離とか経営主体の問題とか、あるいは今回需要の若干 下方修正ということもありまして、非常に厳しい問題がございますんで、これらについてはやはり我々地元として関空協あるいは大阪府、もちろん和歌山、兵庫もございますけども、そういうところと一体となって2期事業の推進に努めていかなければならない。そのためには、やはり行動をきっちりと歩調を合わせて一緒にやるべきだという考えを持っております。

それと、2期事業について泉南市の課題は余りないのではないかということでございますけども、 国との関係については、御指摘ありましたように、 1期のように地域整備の考え方というのは2期はなかったです。なかったですが、ただ大阪府とはいるんな約束がございまして、先ほども議論ありましたような例えば墓地公園をやるときに財政的な支援をお願いしてるとか、それから済生会跡地の利用の問題とか、まだまだ大阪府と当時いろいろ話ししたことを、これからその時期が来ればきっちりと履行をしていただかなければいけない事柄がたくさんございます。

そういう意味で、これからも泉南市のいわゆる 地域整備という面ではかかわりが非常に深いとい うふうに思っておりますから、これらについても 最善の努力をする必要があるというふうに考えて おります。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 市長ね、本当に今御答弁いただきましたこの関係でいえば、市長にもっと、長年行政畑を歩いてこられたわけですから、市長の行政手腕、これを大いに発揮していただいて、行革本部のまとめ役なんていうのは、別に助役に来てもらわんでも市長が率先して、一番実情をよくつかんでおられる市長がまとめ役になって、事務局と両々相まって具体的な執行を図っていかれる、その中でとりわけ大阪府に内発的発展の立場に立って物を言っていかれる、こういうふうな本当に市長が心底汗をかいて頑張っていくというような、そういうことがなかなかもう大阪府に任せるような、そういうことがなかなかもう大阪府に任せるような、そういうことになってしまうわけです。そら大阪府とのかかわり合い抜きには考えられないですよ。これは当たり前のことですよ。

そんなもんりんくうタウンも積極的に協力して、 入るべき財源、2本の道路、これも泉南市が持って五十数億、そら企業局から大分入ってきてます よ。しかし、国の補助たるや微々たるもんだし、 そうやって大変な持ち出しをしながら90億という当てにしとった財源が入ってこない。まさにここにこそ問題があって、大阪府にこの立場でいえば、物を言う、強く物を言う。抗議を含めた物の言い方があってこそすれ、大阪府にのんべんだらりと将来をゆだねる、こういうふうなことはまさに逆転してるんではないかなと、こういうふうに 私自身は思うんですよ。 その辺、本当にうちから、今繊維が大変だと、この繊維を立て直すためにどないするんやということで汗かいて、そしてそういうたたき台を大阪府に突きつけて、府民税も上げてるわけですから、大阪府に協力を求めていくと、こういうことで、本当に市長自身が真剣な努力をしていかれる、こういう努力の上に立ってこそ職員もやる気が出てきますし、いいと。幹部は上からということではなくて、本当に今財政の問題を考えても、今の体制をよりどう中身を豊かにする、そういう努力を市長を先頭にやっていかれるかどうか、こういうことが今大切なんではないかというふうに思いますよ。

大阪府から市長があれほど泉南市の財政危機の 主たる原因である低収税率、80%ちょっとです よね、空港からのあれを入れても。空港除いたら 80%に満たないんですよ。それを底上げするか らということで、財政問題の権威が大阪府から出 向して徴税のあれに当たるんだと、こういうこと でやられた。効果はどうですか。相も変わらずじ ゃないですか。経常収支比率もまた104、逆戻 りをする。

一体、大阪府を当てにしてやったその結果はどうだったんですか。その辺も具体にお聞かせをいただきたい。もっとみんなと、市民と職員と力を合わせて地元から汗をかく、こういう体制をつくる、こういうことで助役の選任問題をお考えになりませんか。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 私は、大阪府に対して協力 するべきは協力すると、言うべきは言うという形 でやってまいりました。それはきちっと大阪府も 評価をいただいておるというふうに思います。

それと、納税の方のお話も出ましたけども、職員に来ていただいて、我々の方でなかなかできなかったノウハウも教えていただいて、そして厳しい換価措置もやってございます。

ただ、こういう時期ですから、なかなかその土地がそういう競売に出したとしても売れないとかいう問題はありますけども、一定そういう形の指導もいただいて、今そういう厳しい対応ということができてございます。やっと13年度、下落し

ておりました徴収率に歯どめがかかって、少しアップしたということでございますから、それは大いに効果があったというふうに考えております。

ですから、私どもは当然大阪府から来れば泉南市の助役であり職員であるわけですから、そういう立場で当然行動も、それからやるべきこともやっていただくということでございます。ただ、いろんな面で大阪府とは関係が深いわけでございますから、それをうまく大阪府の施策なり、あるいはそういういろんな形の助成制度も含めて引き出してくるというのは当然私どもの役目でございますから、私もいろんな面で知恵を出しながらやっております。

議長(角谷英男君) 和気君。3回目です。

19番(和気 豊君) 市長の話をよう聞いてますと、助役を大阪府から選任しなければ何か大阪府とのパイプが切れるような、そういうようなことを言われるわけですが、それは極論だというふうに思いますよ。他市ではそういうことになってないところの方が多いんですから、6万5,000市では、この規模の市では。はっきりしてるじゃないですか。

今、別に職員をそういう点が大事であれば叱咤激励をして、大阪府との関係を太くしていく、現在の体制の中でも十分にできることじゃないですか。そんなこと言うたら対処できないことになりますよ。他市でもそういう努力は十分やっているわけですからね。

本当に今大事なことは、何を大阪府に持っていくのか、そういうことの努力ですよ。何を今泉南市で地場産業の発展のためにやらなければならないか、そういうことに対して市長がどれだけ汗をかくか、努力をされるか。収税率の向上についても、若干上がっただけじゃないですか。市長が言われた府からのそういう専門職の出向を願ってと、こういうことで言われた、あのときの言葉はほとんど実行されていない、これが現実じゃないんですか。そらわずかには前進していますよ。しかし、相も変わらず空港税収を除けば80%を割ってるじゃないですか。どこにその効果が発揮されたのか。私は具体的に数字を見る限り、それは聞こえませんと言わざるを得ません。

市長ね、この財政危機の中で本当に80万という収入が それでも80万、1カ月分あればどれだけ高齢者や障害者の対策できるんですか。減免制度をつくれるんです。36万あれば介護保険のいわゆる減免制度をさらに引き上げることが可能だと、こういう数字も出ているわけです。80万、これは自主財源ですから非常に大きな額だというふうに思いますよ。

そういう努力をまずもってやるべきだ。やるべき課題は、それこそ福祉や教育についていえば凝縮してますよ。それをこそまず内発的発展の取っかかりにして頑張っていくべき、そういうときではないかと、こういうふうに思いますよ。

以上です。

議長(角谷英男君) ほかに。 成田君。 18番(成田政彦君) 時間がないようなので、ちょっと市長にお伺いしたいんですけど、大阪府から助役が来とるのは、青井さんから1、2、3、4、5、6、7、今度8代目ですね、もう大体。 私はちょっと心配するのは、この間の予算委員会で市長の幹部職員に対する態度が、自信のないやつは去れとは言わない、それに近いことをということは、市長はいわゆる市の幹部職員に対して能力があるかどうか、そういうことに不信があるのじゃないかと私はちょっと危惧しとるんですわ。

パッと前見ると大体僕の世代がほとんどになったんですけど、家庭の事情があるにせよ、長い経験を重ねた幹部職員が一挙に3人もやめるということは、それはもう大阪府の1人の助役どころじゃなくて、物すごい力がある人たちがやめていくと。

私は、そういう点で、市のそういう、組織は人なり、人は組織なりと言うんですけど、組織をつくっていくということが必要だと思うんですけど、府の職員の方が力が、能力があって信じるのか、市の幹部の職員を育てるのが遅いのか、その点があるんですけど、その点ちょっと市長に、大阪府の職員に信頼を置いて、能力ある、確かにそういう点もあるんですけど、しかし長い間幹部職員の人たちも成長してきて、幹部職員を育てていくと、将来上林さんみたいな立派な助役をたくさんつく

っていくと、こういうことが それは別に僕は 掛け値なしに言っとるんですよ。いろいろ意見は 違いますけどね。

市長として、そういう府の職員に信頼を、こういう8代も府から持ってくるんじゃなくて、もうそろそろ我々団塊の世代の幹部職員がドッと出てくる時代であると思うんで、その点市長と幹部職員の信頼関係、府の職員さんは2年でやめていくんですわ、市長。そういう点で、重要な幹部職員を育てるということがあると思うんですけど、私は助役の選任によって特にそのことを感じるんですけど、その点どうですか。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) もちろん市の職員で優秀な 方はたくさんいらっしゃいます。そういうことで、 1名は内部登用という形でしているわけでござい ます。歴代助役は、先ほど披瀝ありましたけれど も、皆さんそれぞれ優秀な方ばかりだったという ふうに私は思っております。泉南市のために一生 懸命努力をされたというふうに思っております。 なお、府に帰られてもやはり今中枢の位置を占め ているわけでございますから、何かにつけて泉南 市のために側面から御協力をいただいているとい うふうに思っております。

ですから、そういう意味でも、やはりこの2人助役制をしくということになれば、1名が内部、1名は大阪府からというのが一番いいのではないかと、このように考えているところでございます。議長(角谷英男君) 成田君。

18番(成田政彦君) 市長に最後に、どうして も助役は府から呼んでこなければだめやと、上林 さん1人では進めにくいと、市政が。結論はそう いうことなのか、もう一度お伺いしますわ。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) いや、1人ではだめだと、 そういう意味じゃなくて、泉南市にとって2人制 をしいて、1人は内部、1人は大阪府からいただ くということが一番いいと、こういうふうに判断 をしたところでございます。

議長(角谷英男君) ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

大森君。

4番(大森和夫君) 議案第1号、泉南市助役の 選任について不同意でありますので、その旨を表 明します。

ここに提案されている大阪府からの派遣助役について、会ったこともありませんし、どういう方かわかりません。決して本人に問題があるということではありません。あくまで議会への説明不足、財政難、真の行財政改革に反すること、府主導の市町村合併に反対すること、空港優先の府主導に反対し、泉南市政の自主性を守るため、以上の点から本案件に反対する態度を表明するものであります。

議長(角谷英男君) ほかに。 稲留君。 13番(稲留照雄君) 経験者の立場からこの議 案に反対を表明いたしたいと思います。

私は少し経験がありまして、泉南市の今の職員を見ていると、必ずしも泉南市のために命がけで頑張るという姿勢は見えてきません。それは、やはりこういう5,732人という多くの職員の中からあるとき突然頭の上にポコッと入ってくるというような、そういう姿勢の方がはるかに問題があるんではないかというふうに思っております。

私は、市の行政は、先日からサッカーをやっておりますが、カメルーンは日本のGDPの1,000分の1だそうです。その1,000分の1の国が本当に超大国を相手にして戦う姿勢は、泉南市も持つべきだというふうに思います。泉南市も小さな虫だけれども、五分の魂といって頑張らなければならない時代です。その時代に天下りのようなものは断固認めるわけにはいかないということを表明したいというふうに思います。

これは、私を初めとする議員諸氏の、島原議員 の御意見ではありませんが、資質にかかわる問題 もあると。泉南市を思う気持ちは、行政をうまく やるということよりも、本当に乾坤一てきやらな きゃいけない時代に、まあまあ、まあまあの行政 ではいけない、私はそう思ってこの議案に反対を 表明いたします。

議長(角谷英男君) ほかに。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意 することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(角谷英男君) 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま助役の選任について同意がなされました神田経治君よりあいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

神田経治君 議長よりお許しをちょうだいいたしましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいま助役選任の御同意を賜りました神田で ございます。もとより、微力ではございますが、 全力を尽くす所存でございます。泉南市一層の発 展のため頑張りたいと存じますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

誠心誠意職責を全うし、泉南市のために働く所存でございますので、議長、副議長を初め議員各位の皆様方におかれましては、何とぞ温かい御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。 議長(角谷英男君) 次に、日程第5、議案第2 号 人権擁護委員を推薦するための意見を求める についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(角谷英男君) 理事者から提案理由並びに 内容の説明を求めます。向井市長。

市長(向井通彦君) ただいま上程されました議 案第2号、人権擁護委員を推薦するための意見を 求めるについての提案理由の御説明を申し上げま す。

本市人権擁護委員の真鍋正子氏は、平成14年6月30日付をもって任期満了となりました。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、先ほどごらんいただきました議案書にお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえ さしていただきます。何とぞよろしくお願い申し 上げます。

議長(角谷英男君) 本件に関し御意見等はありませんか。 和気君。

19番(和気 豊君) ただいま提案されました 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての案件ですが、市長ね、この委員の仕事の内容ですね、基本的なことなんで少しお聞きをしておきたい。

それと、もう1つは、この委員を推薦するに当 たった具体的な内容、基準とか考え方ですね、こ れについてもお示しをいただきたい。

それから、この方については平成元年に初めてこの職責についておられるわけですが、13年目ですよね。ちょっと何期と言うたらおかしいけど、3年が1期ですから何期になるのか。これは市長の基本的な立場、3期を最高とするなんてことは言われなかったのかな。その辺ですね。

泉南市にも豊かな人材はたくさんおられるというふうに思いますので、そういう点で長期にわたるこういう職責というのはどうなのかと、こういうこともあわせてお示しをいただきたい。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、選任をした理由ということでございますが、真鍋氏はそこの経歴にありますようにさまざまな活動をされておられまして、特に人権の問題については深い造詣をお持ちの方でいらっしゃいます。それから、平成元年から人権擁護委員をお願いしておりまして、その間も非常に活発な活動をされておられます。現在では大阪府の人権擁護委員連合会の監事もされておられるという方でございます。引き続いて推薦をしたいというのがその理由でございます。

それと、少し長いのではということでございますが、本市が委嘱をいたしますいろんな諮問委員の皆さん方については、一定、新任の場合は65歳以下、それから4年任期は3期、それから3年任期は4期という一定の考え方を示してございま

す。ただし、専門性を有するものはその限りでな いというふうにさしていただいております。

今回の件は、私の方で委嘱をするということではございませんで、人権擁護委員の推薦の基準というのがございますんで、その中では再任の場合は75歳未満の方というのが一応示されておられますので、それには抵触しないということでございますので、再推薦をさしていただいたところでございます。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 婦人を登用するということについては、私、意見を差し挟む考え方はありませんが、ただ5人のうち3人と。現在、人権擁護委員の中には婦人が3人おられます。市長がいみじくも言われましたように、75歳未満の者は再任を妨げないと、こういうことを言われました。

これは人権擁護委員法第6条第3項にもそうい ううたわれ方をしてるんですが、同時にここでは、 人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、 報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他 婦人、労働者、青年、こういう階層の団体の中に あって、人権擁護の目的を果たす活動をしてこら れた経験のある方、こういうふうになっているわ けですが、うちの場合には亀岡先生、教育者の方 がおられます。婦人の関係から3人と。実業家の 方もたくさんおられますし、あるいは弁護士の方 もおられますし、人権問題にかかわっていえば、 弁護士なんかはその任では最適な人ではなかろう かというふうに思いますし、そういう点では、少 しここにうたわれている基準からすれば、あと5 人の方の職責というのは、ちょっとお教えいただ ければというふうに思うんですが、この基準に照 らしてどうなのかということですね。

ちょっと私の見る限りにおいては、少し偏ってはいないだろうかと、こういうふうに 婦人を登用するということについては賛成なんですよ。しかし、この基準から見れば、各人権関係の団体、幅広い団体から推薦に当たるのがしかるべきではないかというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) この人権擁護委員法第6条

第3項に掲げておりますのは、こういう人の中から選びなさいということを書いているわけでございまして、例えば均一にできるだけ広く分布してということでもございませんで、やはり要は人権擁護あるいは人権問題にかかわって造詣の深い方と、こういうことでございますから、その中から選ばしていただいたと。

今、女性の方が3名いらっしゃるということで、 一方では女性の登用ということも言われてるわけ でございまして、ここについては一応女性3名と いうような形で選ばしていただいております。そ の他では、御指摘ありましたように、教育者であ りますとか、あるいは民生委員をやっておられる 方もいらっしゃいますけれども、そういう方々で 構成をさしていただいてるということでございま す。

議長(角谷英男君) 和気君。3回目です。

19番(和気 豊君) 市長は今そういうふうな解釈を言われましたけれど、私は人権関係にかかわっては、非常に幅広い方々が、今の時代ですから、市長もキーワードは人権だというふうに言われるぐらい社会では人権問題が今たっとばれてるわけですから、重視することがたっとばれてるわけですから、そういう点では幅広くと、これが前提になる。さすればいろいろな団体があるではないかと、その団体から選んだらどうかと、こういうことがこの6条の精神だろうというふうに思います。

そういう点では、私はこの人となりに問題があるというふうに言ってるんではなくて、やっぱり 推薦の基準、幅の広さと、こういう点からいって 少し意見を出さしていただきました。

以上です。

議長(角谷英男君) ほかに。 堀口君。 15番(堀口武視君) 少しこの行政委員の選任 のあり方についてお聞かせをいただきたいと思います。

今回、今出てきてる真鍋さんについては、何回 もやられてるということで実績評価は十分されて ると思うんです。ただ、新しくそういう方々を選 ぶときに、例えばどういうプロセスで名前を出し てこられてるのか。そらいろいろそれぞれのケー スによって違うでしょうけれども、その辺の基本 的な考え方ですね。市長の基本的な考え方をひと つお示しを願いたい。

話は違うんですけども、私は以前に民生委員の 選任のあり方についても、任期が来ればやはりそ の地域に公表すべきだと。そして、再任は別にど うこうないんでしょうけども、新たに市民の方々 の声を反映された方を選任すべきだと、こういう 考え方を申しております。

もう1つお聞きしときたいのは、今回農業委員会の委員さんがどうも任期切れで改選になると。これは公職選挙法で決められた選任であるとは思うんですけれども、告示もしない間に、もう既にこの方で地域に農業委員さんをお願いすると、こういうことをちょっと聞いてるんですけども、その辺の選任のあり方も含めてお答えを願いたい。議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、選任の考え方という ことでございますが、先ほどの質問者にもお答え しましたように、私の方で委嘱する部分について は一定の考え方を示さしていただいております。 新任の場合は65歳以下を1つの考え方としまし て、余り長くならないようにということで、年数 換算しますと大体12年ぐらいを1つのめどにさ していただいております。

ただし、ずっと継続されておられる方については、そういうことを当初に申し上げておりませんので、その時々の判断によってさしていただいておりますが、新しくお願いする場合は、こういう考え方ですよというのをあらかじめ申し上げて、御了解いただいた上でしていただいております。

それと、今回の場合は継続ということでございますし、法務局の方で新任の場合は65歳以下の者、それから再任の場合は75歳未満の者という一定の考え方がございますので、その中で再推薦をさしていただきたいというふうにお願いしたわけでございます。

新しくという場合は、この人権擁護の場合ですと、人権擁護にかかわった、あるいはそれに類するようなことにかかわった経歴とか、年齢とか、男性、女性の問題とか、あるいは地域性も含めて検討をさしていただいております。

それから、民生委員については、御承知のよう に推薦会というのをつくって、そこで推薦をいた だいてるということでございます。

農業委員については、全く別の組織でございますので、私一切経過も何も聞いておりませんので、御答弁いたしかねますので、お願いします。 議長(角谷英男君) 堀口君。

15番(堀口武視君) たまたまことしは市長の 選挙があって、例えば市長に1票投じた人も、あるいはその反対の候補者に投じた人も、あるいは 投票に行かなかった人も、これは泉南市民に間違 いないわけですね。だから、その中でこういう人 権委員がどうしても市長サイド、支持者というと おかしいですが、そういう方々に偏るということ は絶対あってはならないと。その辺の考え方もひ とつ市長として明快にお答えをいただいておきた い。

特に、なぜそういうことを言うかといいますと、 やはり行政に対する上からの例えば諮問をする、 僕はそれに対してすべてがイエスマンであっては ならないと思うわけですね。だから、中には行政 のあり方に批判をされる方があっても、当然僕は 少数意見であろうとそれはそれでいいんだと思う んで、そういう方々を排除するというような人選 の仕方は僕はあってはいけないと思うんです。

それから、もう1つは、今、農業委員会は市長の方から答えられないと、こういう話でございますけれども、だったら選管の方にお答えをいただきたいんですけども、告示をする前に既にもう農業委員会の農業委員さんを内定されていると、こういう話を、これは非公式でございますけれども、地域からも聞いております。

こういうあり方については、僕は果たしてそれでいいのかどうか。その辺を一遍選管の担当がおったら聞かせていただきたい。ひとつその辺をお答えを願いたいと思います。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 各種行政委員を選ぶ場合、 時の長の支持者かどうかという、それは全く関係 ないというふうに思います。どなたがどなたを支 持されたかというのはわからないわけでございま すし、それは全く意に介してはおりません。公正 に選ばしていただいてるということでございます。 それから、2点目についてはちょっと私の方で はお答えしかねます。

議長(角谷英男君) 津野総合事務局長。

総合事務局長(津野和也君) 農業委員会の委員 さんの件でございますが、たまたまきのうが告示日でございました。そして、私どもも一応立候補者の名簿等につきましては、市会議員の選挙でもそうですが、大体事前協議さしていただいて書類等を見せていただいておりますが、最終的には告示日の5時をもって締め切りとなっておりますので、私どもも告示日の5時までは立候補者があるかもわかりませんから、その辺についてはできるように対応するという形で、5時までは選管の職員として受付業務をいたしました。

ですから、事前にだれが立候補なさるか、立候 補なさるであろうという方の名前はわかりますが、 その方をもって農業委員という限定はできません し、これにつきましても、一応農業委員につきま しては19名の定員になっておりますが、きのう の時点では確かに19名の定員いっぱいでござい ました。これにつきましての当選確定につきまし ては、一応7月の8日の選挙会をもって当選人と いう確定をさしていただくということになってお ります。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 堀口君。3回目です。

15番(堀口武視君) 選管の局長の大変苦しい 答弁だと僕は思うんですけども、もう既に選挙が ないうちから、例えば地域によっては私が農業委 員ですと、お願いしますというような話がいろん なところで出回ってる。だけど、このことはやは り法から見れば大変おかしな話で、ちょっと法に は触れるんじゃないかなという思いがいたします。

ただ、問題的に私は民生委員のところでも言いましたけれども、地域とやはり連携をしながら、 その地域の意見を十分取り入れながらやっていかないと、そういう問題が逆に大きな問題として惹起してきますよということを言いたいわけですね。

だから、その辺は行政委員を選ぶについては、 やはり地域性も十分考えて、あるいはその地域の 方々の意見も踏まえた上で選任をしていくと、こ ういうことにしていただかないといろんな問題が 派生してくるんじゃないかなと、このように思い ますんで、ひとつそういうことを意見として申し 上げて、終わらせていただきます。

議長(角谷英男君) ほかに。 以上で本 件に対する御意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第6、議案第3号 人権擁護委員を 推薦するための意見を求めるについてを議題とい たします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(角谷英男君) 理事者から提案理由並びに 内容の説明を求めます。向井市長。

市長(向井通彦君) ただいま上程されました議 案第3号、人権擁護委員を推薦するための意見を 求めるについての提案理由の御説明を申し上げま す。

故出口文雄氏の後任の泉南市人権擁護委員として平田政美氏を最適任者と認め推薦いたしたく、 人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして 議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、議案 書125ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にか えさしていただきます。何とぞよろしくお願い申 し上げます。

議長(角谷英男君) 本件に関し御意見等ありませんか。 和気君。

19番(和気 豊君) ただいま市長から提案をされました。ちょっと市長、固有名詞ですから、字はこの字なんですが、呼び方は、さきに非常に頑張って貴重なお仕事をしていただいた、そういう故人の方の名前が違ってるんですよ。読み方が違ってるんですよ。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) ちょっと正確を期すために 確認をさしていただきますんで、済みません、し ばらく。

議長(角谷英男君) このままで暫時休憩しますが、ほかにありましたら挙手してください。

ないようです。確認ができるまでこの場で暫 時休憩をしたいと思います。

午後2時32分 休憩午後2時33分 再開

議長(角谷英男君) 会議を再開いたします。向 井市長。

市長(向井通彦君) 時間をちょうだいいたしまして申しわけございません。私、さきほど故出口文雄(フミオ)氏と申し上げましたが、文雄という字は書くんですけれども、出口ヒロオさんというふうに読むということでございましたので、おわびをして訂正をさしていただきたいというふうに思います。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 市長ね、2回目なんです よ、この方の名前を読み違えられたことについて。 やっぱり貴重なお仕事を、大変なお仕事をしてこられた方ですし、故人になられた方ですから、お名前を言われる場合には、固有名詞はやはり厳正に呼称していただきたいなと、こういうふうに思いましたので、言わしていただきました。

議長(角谷英男君) ほかに。 以上で本件に対する御意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第7、議案第4号 泉南市教育問題 審議会条例の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(角谷英男君) 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。上林助役。

助役(上林郁夫君) ただいま上程されました議 案第4号、泉南市教育問題審議会条例の一部を改 正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本市における公教育の振興と充実を図るため、 平成12年9月に泉南市教育問題審議会条例を制定をいたしました。その後、それに基づき審議会を設置し、本市幼稚園教育のあり方について市教育委員会から審議会に諮問をし、答申を受けたところであります。

今回、樽井小学校の大規模化の現状の中で、この問題を早期に解決する一環として、樽井小学校の校区問題等を教育問題審議会に諮問する方針でありますが、条例に規定する委員数では審議会の構成が困難であると考えまして、諮問事項に応じて審議会の委員定数をふやすことが可能となるよう、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明と させていただきます。よろしく御審議の上、御承 認賜りますようお願い申し上げます。

議長(角谷英男君) これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 堀口君。

15番(堀口武視君) ただいま教育問題審議会 のいえば増員でしょうね。どういう意味でここで 審議委員をふやすのか、その辺の根拠をお聞かせ をいただきたい。

例えば、今回私は一般質問でも問題にしましたけれども、幼稚園の統廃合の問題について、どうして地元の地域の利害関係者を入れないのか、こういうこともお聞かせをさしていただいたわけでございますけれども、部会の議事録を読ましていただく限り、教育委員会のイエスマンばっかりを例えば部会の中で集めて論議をされる。しかも、教育委員会に席を置いてる者として常識を疑うような発言が中にはたくさん出てくる。

現実に、現場も一度も見ないで、例えば私の地元の東幼稚園なんかの統廃合の問題を論じるときに、果たして小規模園としてのメリットはどこで論議をされたのか、そういうことも一切なしにデメリットだけをやられてる。しかも、どこでどういう形で複数学級が望ましいというような話になってきたのか、この辺の根拠もひとつ僕は教育委

員会にはっきりと示していただきたい。

文部科学省の通達によると、幼児教育はもっときめ細かいものがいいんだと。この前も言いましたけども、例えばチーム保育の推進をやっておられますし、もう1つは文部省の通達の中に、地域住民との間に紛争を生じさせるような統廃合はいけない、そういう意味では逆にそういう小規模校園を充実して、発展さすことが好ましい場合もあるということに留意せよ、こういうような通達も出てるわけですね。

あるいはまた、私はこの統廃合というのは行革の1つ、一環だということで多分とらまえられたと思いますけれども、そうすれば東幼稚園を統廃合することによって、果たしてどれだけの行革のメリットが出るのかどうか。

例えば、当然通園バスを出さなきゃいけないでしょう。それには補助員も当然要るわけですね。しかも、東幼稚園は建設年次で見てみると、泉南市の中では2番目に新しい幼稚園である。この辺も踏まえて、それが果たしてあなた方の言う行革になるのかどうか。ほんとの行革なら、この間も一般質問で言いましたけども、全市を見きわめた上で、どこの拠点に幼稚園が要るのか。例えば、そのために今たとえ5億要ろうが、10億要ろうが、10年先、20年先を見据えたときに、それが本当に行革になるんなら、私はその方が真の行革だと思うわけでございますけれども、その辺のお考え方も教育委員会に聞かしていただきたい。

それから、言いましたけども、小規模園のメリットというのを皆さん方現場を見てないから御存じないと思うんです。多分机上の論議をされてると思うんですけど、教育長ね、前教育長にそういうことで私は一度見に来てくださいと、例えば東小学校、東幼稚園見てくださいと、現実にあなた方がどのような教育をしてるか見てからそのことを論じてくださいという話をいたしました。

例えば、小学校が複式学級になるというような話のときに、じゃ一度小学校の教育現場を見てください。前教育長は何回も足を運んでいただきました。亀田教育長も実は東小学校で教鞭をとられたこともあるんで、僕はその辺の意味合いはわかっていただけると思うんですけれども、例えば地

域と一番融合した幼稚園、これは僕はどこを見て も東幼稚園だと思うんですね。

例えば、秋にはあの辺は秋祭りがないからといって、幼稚園の子供たちが6カ村を龍神といって自分らでつくった龍を持って回るんですね。あるいは、あの地域には2つの老人ホームがございますけれども、ずっとその老人ホームに慰問に行く、あるいは地域のふれあいサロンという中には、お年寄りと一緒にいろんなゲームをしたり歌を歌ったり、交流をやってるわけですね。

そういう逆に地域の住民が幼稚園へ出ていって、 梅酒のジュースづくりを指導したり、あるいはし め縄のつくり方を指導したり、そういう意味では 一番地域との連携のとれた幼稚園。じゃ、何でそ のような実績を評価しないでここだけ統廃合にす るのか、統合するのか、対象にするのか、私は今 でもその辺のあなた方の理論づけがわからない。 本当の幼児教育というのはどうあるべきかという ことを教育委員会は考えてるのかどうか。その辺 もあわせてひとつお聞かせを願いたいと思います。 議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 堀口議員の御質問 に答弁さしていただきます。質問が多岐にわたり ますので、ちょっと順不同になるかもわかりませ んが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、今般教育問題審議会の委員をふやす根拠 ということでございますが、先ほど提案理由にも ございましたように、具体の樽井小学校の現状か ら見て、早急に適正規模あるいは校区の見直しの 必要があるんではないかと、こういうふうな内容 として審議会を現時点では考えております。

過去、本市の校区編成に係る審議会の直近のものでございますと、昭和56年だったと思うんですが、新家東小学校が新たに開校したときに、新たな新家東小学校区あるいは新家小校区の線引きについて審議会が持たれておるようです。

そういったときの資料等を1つの参考として、 現在審議会編成について具体に詰めているわけで はございませんが、過去の事例を参考にすると、 ちょっと20名にはおさまりにくいんではないか というふうに考えまして、今般条例改正をお願い するものでございます。 それから、今般の振興計画の検討委員会の地元 の方々の参画の点でございますが、御承知のとお り教育問題審議会の所掌事務を見ますと、本市教 育行政の新たな課題等重要事項について調査、審 議を願うと、こういうふうな位置づけになってお ります。

それから、その審議会の構成につきましても、 他市町等の事例等も参考にしながら、今後の幼稚 園全体の基本的な方向づけを行うということでご ざいますので、先般御案内のような幼稚園の現場 あるいは行政職員、あるいはPTA、それから学 識経験者等々、区長会の会長も入っていただいた かと思うんですが、そういった広くいろんな立場 から御意見がいただけるということの位置づけの 中で審議会構成をいたしたものでございます。

それから、振興計画につきましては、答申を踏まえ、その具体化を図るための振興計画をつくるということのための調査研究との位置づけでございましたので、御案内のとおりのような教育委員会事務局、行政職員、幼稚園現場、あるいは関係ということで私学の保育所、幼稚園等々に参画いただいて検討をいただいたものでございます。

それから、東幼稚園の取り組みでございますが、これは東幼稚園さんに限らずいわゆる複数学級の幼稚園 教育問題審議会答申のところを見ていただきましたらわかりますように、あの答申をつくり上げる過程におきまして、それぞれの各幼稚園でどういった具体的取り組みが進められておるのかということは、それぞれの園からも取りまとめをしていただきまして、その場で披瀝をさしていただいて、その貴重な取り組みの中身の大事さにつきましては確認をさしていただいたところでもありますし、我々も時間の許す限り各現場を回らしていただきまして、それぞれの園の取り組みについて学ぶ機会をつくらしていただいております。

確かに、御指摘のように、まだまだ泉南市全体としても自然豊かな環境にございますが、とりわけ東幼稚園の地域におきましては、恵まれた自然環境あるいは地域との密着の強さの中で、議員御指摘の東ならではのさまざまな伝統行事を生かした取り組み、あるいは高齢者との交流等が十分取

り組まれておるということについては理解をいたしておるものでございます。

それから、複数学級のメリットということでございますけども、この点につきましてはさまざまな議論があり、答申として一定の取りまとめをいたしたところでございますが、御承知のように複数学級が望ましいと。だが、しかし単式学級であるから教育効果が著しく下がるとは言えないと、こういうことも加えながら、これから先の幼稚園教育を考えていく場合に、1つは子供たちにとって人的な環境、あるいは構成した環境等、いずれも就学前期の子供の特徴として、小学校とは違って遊びを通してのさまざまな体験で、あるいは体験を通して等性を身につけていくということでございますので、多様な環境が子供たちの身の回りに用意されてるということがより望ましいと。

とりわけ、これは別に東幼稚園がどうのこうのではございませんが、全般的に就学前期からの子供たちの心の育ちが十分でないと。そのことが小・中学校での倫理性や社会性を培っていく上で1つの大きな課題になってるというような御指摘もある中、一定確保された多様な集団の中で、子供たちがさまざまな体験や活動を通して、さまざまなこれからの学習の基礎になるものを培うという観点から申し上げますと、やはり複数学級ということが望ましいという結論に至り、今回幼稚園の適正配置・適正規模を考えていく1つの目安にいたしたものでございます。

と同時に、御指摘の従前でございましたら1学級に1人の教師がついて教育、保育を展開するということがこれまでの常でございましたけども、最近ではいわゆる御指摘のチーム保育というんですか、1つの学級を基本にしながら、複数の教員がかかわることによって多様な保育形態、つまりチーム保育等の大事さも指摘をされている状況がございます。

そういったことも可能にしていく1つの条件として、例えば現在単式学級の中でも園のやりくりの中でグループに分けたり、あるいは2人の保育者が見るというようなチーム保育がやられておりますが、さらに複数学級を条件にしていくことで、

さらにそのことの取り組んでいく条件も広がっていくんではないかというふうに考えております。

行財政改革に本当になり切れてるのかということの1つの中で、全市的な状況を眺めて、いわゆる3つ、4つの拠点となる幼稚園というような枠組みの中で考えられてないんではないかという御指摘でございますが、この点につきましても、確かに行財政改革というのは避けて通れないものとして、その計画にも幼稚園の適正規模・適正配置ということがうたわれております。

ただ、審議会答申等におきましては、1つは適正規模を1つの目安にしながら園区の見直し等を行う点、あるいは現有施設の現在の措置状況を考えて有効活用を図っていくと。こういった一定の枠組みの中で 枠組みというんですか、答申の中にそういう枠組みの一定の方向づけがございましたので、教育委員会といたしましては、いわゆる泉佐野のような方式というんでしょうか、そういった点については、現有の9園のいえば適正配置・適正規模をどう図っていくのかという視点からの検討委員会の論議ではなかったかというふうに考えております。

十分質問に答え切れておりませんけども、よろ しくお願い申し上げます。

議長(角谷英男君) 堀口君。

15番(堀口武視君) じゃ、お伺いいたしますけども、今回の審議会の委員の増員については、例えば今答弁の中で新家を参考にした、あるいは 樽井小学校がマンモス化してくるからと。 吉野先生、こういうところについては審議委員を増員するんですか。大きいからやるわけでしょう。 そしたら、東のような人口の少ないところはそういう 形もとらなかったと、逆に言えばそういうことになるわけでしょう。

だから、私は今話を聞いてて、校区の見直しをするというても手直しだけと。例えば、今言うてる樽井がマンモス化するから樽井の分だけ線引きを見直すんだと。僕は、こういう話ではそら地域から必ず反対が出てくると思いますよ。全体的に今小学校が、あるいは幼稚園が、中学校が人数的にどうなっているのか、規模的に適正配置・適正

規模でいいのかどうか。同じやるんなら全市一同 にふるいにかけて見直しをすべきじゃないんです か。

今の校区にしたって大変矛盾した校区がたくさん出てるわけじゃないですか。例えば、この東幼稚園の話にしたって、校園区を1つ見直すことで小規模園は解消できる。例えば、我々子供のころは西六尾は東小学校の区域だったんです。いつの間にかそれが信達小学校へ行ってる。

今、ここに高倉団地という結構若い層の大きな団地がありますけれども、例えばこの辺を東幼稚園区に見直しすれば、十分1つの幼稚園としてなっていくんじゃないんですか。僕はこの審議会の内容あるいは部会の議事録を読ましていただくと、当初からもう東幼稚園は統廃合の対象だという教育委員会の意思がありありと見えてくる。

このことが、この間も地域のお母さん方がたくさん寄って、この間ここにも傍聴に来てましたけども、このお母さん方のいろいろ意見を私も実際に聞かしていただきました。その中には、地域的な事情からいって、例えば1学年あるいは幼稚園の学級がゼロになったって、当然地域性から見て残していただくべきだと。

そして、なぜ東幼稚園が、あなた方も部会の中で論議をされてますけども、私学へ行く率が少ないんだと。ただ、教育委員会の中でその話が、公立へ行きたいからだと、こういう答弁が出てるんですよ、議事録の中に。ちょっと考え間違いしたら困るんです。我々の地域は東幼稚園を守ろうと、少なくても人数的には守っていこう、だから私学へやりたい子も辛抱してぜひ公立の幼稚園へやってくださいと、こういうことで進んできたんですよ。そういう認識ですらあなた方はわかってないんです。だから、机上の論理だけで論議をされてる、部会なんかは。

これから、市長、僕1つお聞きしたいんですけども、市長は市民との対話とよく言われてるんですけども、このことに関しては地域との対話は一切なしなんです。これからどう教育委員会は考えてるつもりなのか、あるいは市長、このことについて、住民との対話ということに関して、地域との対話ということをどう考えられてるのか、この

辺をひとつお答えを願いたいと思います。 議長(角谷英男君) 亀田教育長。

教育長(亀田章道君) 今、入り口論といいます か、そういったところで教育問題審議会あるいは 校区、それから幼稚園のいわゆる適正規模・適正 配置というようなことのそこのところでのお話、 その辺のところももう少しはっきり 先ほど吉 野部長の方からも説明をさせていただきましたけ れども、幼稚園問題の審議会の件と、今度の樽井 小学校、今回教育委員会の方から提案をさしてい ただいております定数の増ということでの話が全 部一緒になっておるような感じでございますけれ ども、先ほど堀口議員さんが御指摘なさってる地 元に対してそれはどうなのかということなんで、 その分だけで申し上げますと、我々議会の方でも 御意見を賜りながらその方向を決めたいわゆる教 育委員会の会議でも審議をいたし、今とりあえず 検討委員会でやっていただいた分での幼稚園の振 興計画の策定という報告は受けてございますけれ ども、この方向で進めていくという形になれば、 当然地元で説明会等も申し上げていき、あるいは 意見等もお聞きをしてやってまいりたいと、この ように考えてございます。

今、樽井小学校についての分は、確かに現在のキャパシティーといいますか、容量というんですか、その分で今の校区の状態では、ちょっとここ先行き5年間を推計いたしますと、今の状態では難しい。これはキャパシティーだけじゃなくて、やはり教育効果、そういった問題、さまざまな問題が生じてまいりますので、とりあえず樽井小学校近辺の小学校との校区の見直しをやってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

ただ、幼稚園の問題についての教育問題審議会で御検討をいただいたというんですか、これで審議をいただいたのは、市内の9園の幼稚園を3点の観点から、どういうふうな方向で今後の公立幼稚園がどうあるべきかということをテーマに、3つの問題についての諮問をしていただいたということでございます。

あくまで今回提案をさせていただいております 教育問題審議会の条例を変更させていただきたい というのは、いわゆる委員の定数を、今回の場合はほんとに樽井小学校という限定されたその近辺の小学校との調整という、校区の見直しということでございますので、当然関係する方々の委員を入れる場合に、ちょっと前の幼稚園全体を考えていくというその広い意味での委員さんの構成では不足するだろうということで、今回この条例の方の定数の数をさわらせていただくための提案という形で上げさしていただいたわけでございます。

それから、先ほど堀口議員さんの方からおっしゃいましたけども、私は確かに東小学校の方で、1年ではございますけれども、経験をさせていただいております。大変地域性があり、自然の中で子供たちも本当にいい活動ができておりまして、ただ教育活動がぐあいが悪いから、あるいは数が少な過ぎるからということだけで、今回は幼稚園でございますけど、小学校のところまで及んでいないわけですが、幼稚園の適正規模・適正配置という観点から見まして、この前の検討委員会での策定の結論と申しますか、報告が出てきておるというふうに考えております。

教育活動そのもの自体に問題があって、ということがその原因ではないということだけこの場で申し上げておきたいなと、このように思っております。

議長(角谷英男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 今回の教育審議会の方への 諮問、特に幼稚園のあり方については、教育委員 会の方で今後の3歳児保育あるいは適正配置・適 正規模という形で諮問をされたものでございまし て、これはあくまでも今後どうあるべきかという ことの諮問をされたということでございます。一 定の答申をいただいたということで、今後じゃ、 教育行政として、あるいはもっと大きく市として どう対応すべきかというのは、まだこれからの問 題だというふうに思っております。

したがって、その内容も十分吟味をしないといけませんけれども、その中に立って泉南市の教育委員会として、また泉南市としてどう対応していくかということについて、もしそういう方向でやろうということになれば、それは当然地元の皆さんの御意見もお聞きし、また実際の保護者の方々

の御意見も聞いて、一定の方向性を出さないといけないというふうに思っております。

今はまだ教育委員会でもそこまでは至っていないというふうに思います。どうあるべきかという姿についての一定の諮問に対しての答申はいただいたというふうに聞いているわけでございまして、今後さらに十分検討しなければいけない課題ではないかなというふうに思っております。

議長(角谷英男君) 堀口君。3回目です。

15番(堀口武視君) 市長の答弁を聞いておりますと、まだ余り前へ進んでない、今そういう検討段階と。ただ、教育長ね、私の情報では、私の一般質問が済んでから緊急園長会が開かれた。その席でことしの園児募集は9月定例会、議会が済むまで待てと、こういうような指示をされた。しかも、その幼稚園の設置条例を9月議会に上程をすると、こういう話までされたと私は一応伝聞として聞いております。これが今あなた方がされた答弁と合うてるのかどうか、整合性があるのかどうか。本当にそうなのかどうか、私はそれをひとつ教育長にお尋ねをしたいと思います。

それから、何回もくどいことを言うようですけども、実際に部会の中では本当に小規模の、吉野先生、メリット、デメリットの話は全然されてないんですよ、あなた方。今、口ではそういうようなことを言っておられますけども、議事録を見ても、小規模のメリットというのはどこでも1つも論議されてない。それは今、この議会の中であなた方が苦し紛れの答弁をされてるだけとしか私には聞こえないんですね。

しかも、あなた方が教育振興計画の中でも言われてる本当の幼稚園のいい姿、いろいろ挙げられてますね。自然と身近に触れられることのできる環境、いろいろ世代と交流できる環境、安全な生活の環境、校園連携、全部これ東幼稚園が当てはまってるんですよ。あなた方が言うてる幼児教育の一番いい環境の幼稚園をどうしてなくすんですか。おかしいでしょう。全然言ってることと合わないじゃないですか。本当に僕はあなた方が能力があるんなら、逆にああいう環境のええところにいい幼稚園、もっと大きな幼稚園つくりなさいよ。そのような抜本的な発想が逆にできないんですか。

この問題では、3回ということでございますんで、今言うたような理由で、これは私は議員のバッジかけてでもずっと反対をしていきます。地域挙げてでも反対をしていきます。そういうことをひとつ言うておきますけども、ただ私が今言うた園長会の招集があったのかなかったのか、その中の論議はどうだったのか、答えてください。

議長(角谷英男君) 亀田教育長。

教育長(亀田章道君) 今、堀口議員さんからの 御質問でございますけれども、確かに臨時の園長 会を持たせていただいております。その折に、一 応今、議会の方で教育問題審議会の答申を受けて、 検討委員会での報告を受け、これを議会に報告を させていただいているところだと。その辺のとこ ろで、各現場の方としていろんな保護者の方々か ら情報といいますか、そういったものが出たとき に、園長の方で対応を願いたいということと、そ れから教育委員会の方にも御連絡をいただきたい ということは申し上げております。

[堀口武視君「答えてない、答えてない。今の 園児募集をとめたんか、それと9月議会に条 例の.....そこをちょっと答弁してくれなあか ん」と呼ぶ〕

教育長(亀田章道君) 特段園児の募集を待つとか、それから今おっしゃったようなことは私の方からは申し上げておりませんので。

議長(角谷英男君) ほかに。 まだほか にあるようですから、3時40分まで休憩いたします。

午後3時10分 休憩午後3時41分 再開

議長(角谷英男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第4号に対する質疑を続行いたし ます。 松本君。

11番(松本雪美君) それでは、質問させてい ただきます。

先ほども堀口議員の方から幼稚園の統廃合にかかわっての振興計画なんかの質問が出たところでありますけれども、一般質問でもこの泉南市幼稚園教育振興計画案なるものを堀口さんが持っておられて、我々総務文教の委員会では提示されてい

なかったので、そういうものも見ていない段階で一般質問を聞かしていただくことになったんですけれども、そういうことが議会の中で結局私たちみんなが1つの問題を同じような立場でしっかり考えていけるように、こういうばらつきがあるようなことでは困りますので、今後それは気をつけていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に入らしていただきますが、今 回教育問題審議会条例の一部を改正する条例とい うことで、審議会委員の人数が20人では足りな いということで、これを増員をする。

説明聞かしていただきましたら、樽井小学校の 定員数の増でみんなに検討してもらわなくてはな らない事態になったと、審議会で提案をしたいと、 そういうようなことが話されたわけですけれども、 どの程度の審議会委員さんをふやすのか、そして 今実態がどういう状態になってきて、こういう問 題を提起しなくてはならない状態になったのか、 それからそれも含めてですけれども、こういう状 況になって学校の校舎なんかも今現状はどうなっ たんか、その辺を答えていただきたいなと思いま す。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 第1点目の審議委員をどの程度にふやすのかという点でございますが、先ほど申し上げましたように、1つの参考ということで先行事例として、新家、新家東小の校区編成に係る審議会が昭和55年に設置された経緯がございますので、それをそのとおりということではございませんが、それを1つの参考とするならば、その時々の事情が異なりますので一概には言えないですけども、相当数の委員が入っておられるようです。現在、どういった構成にするのかということについては、詰めた状況にはございません。

それから、樽井小学校の現況でございますけども、一般質問等でも御答弁申し上げましたように、現況養護学級を除いて普通学級が26学級でございます。そこへ養護学級が2学級の28学級という状況にございます。

現在、学校施設設備の面でございますが、御承

知のとおり、今日の学校教育の中ではいろんな目的を持った特別教室というのが必要でございます。 現況でございますが、現在の状況のままで普通学級として使える教室については、ほぼ全部を使っている状況にございます。

それから、今後の推移でございますけども、例えば平成15年につきましては、あくまでも普通学級ですが、26学級、16年が27学級、17年が28学級、18年が29学級、19年には30学級と、現時点での推移はそういう状況にございます。

したがいまして、現況でも特別室の活用というんですか、とりわけ少人数の指導とか、総合的な学習の時間の体験活動とか、さまざまなスペースが必要でございますが、そういった点につきましては非常に困難というんですか、十分な状況にはございません。それから、体育館等でいろんな全校的な行事活動をする場合もあるわけですけども、全校生徒を入れるとほぼいっぱいというような状況にもございます。

そういった中で、小・中学校の適正規模につきましては、1つの目安として12学級以上18学級を標準とすると。これはあくまでも標準でございまして、その土地の状況とか特別の事情のある場合はこの限りではないというようには定められておりますけども、現況を見ますと、1つは適正規模というあたりにつきまして、学校の状況を踏まえて早急に論議をいただく必要があるんではなかろうかというのが1点。

2つ目に、その適正規模化を図る1つの手法と して校区編成等の御議論をいただく必要があるん ではないかと、このように考えております。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 松本君。

11番(松本雪美君) そうしますと、今吉野先生の方から児童数の増についての推移で、クラス数がずっと1年1年ふえていく、1学級ずつ15年からふえていくと。14、15は同じかな。17、18、19と1学級ずつふえていくと、こういうふうな実態にあって、現状態も特別室を使っている状況もあって、学級をふやすための部屋はないと、こういう状態が今の状態ですね。それで

校区編成も考えていかねばならない、12学級から18学級を標準の適正規模、目安とするということでありますから、そういう実態はわかりました。

なぜこういうような状況になってきたのか。私 は、もともと今の樽井小学校も児童・生徒を受け 入れるときには、雄信小学校の校区にも通っても いい、通学してもいいということで、両方の学校 を選べる校区になっているというふうに聞いてた んですけれど、その点では向こうの方に通ってお られる子供さんの状態なんかも報告はされていま せんし、雄信小学校の場合は、資料をいただいた ところによりますと、1年から6年まではすべて 1学級ずつで、養護学級を入れて全部で7クラス ですか、そういう状態で、児童・生徒は203人 というふうに資料をいただいてるんですけれども、 どうしてこういう開きが出てきたのかというのは、 何か特別に樽井小学校を選んで行く、便利だから やっぱり小さい子供たちを遠い学校にやるのはつ らいから、親御さんたちは樽井小学校の方を選ば れる、そういうところはわかるんですけれども、 何か特別なことで樽井小学校に行ってもいいです よというふうなことで、何か契約 契約と言う たら変ですかね、そんなこともやられてるわけで すか、約束事か何か交わされてるわけですか。ち ょっとその辺は聞かしていただけますか。 議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。 教育指導部長(吉野木男君) なぜ急激に、樽井

教育指導部長(古野木男君) なぜ急激に、樽井 小学校のここ最近の増加状況の要因ということで ございますが、御指摘のとおり浜区におきまして は、従前から調整区というような位置づけがされ ておりまして、具体に申し上げましたら、樽井小 学校でも雄信小学校でもいずれでも選択してよる しいと、ただしサザンコーストにつきましては樽 井小学校区としておりますが、そういった過去の

十分手元に資料ございませんが、焼却場の設置に相前後して調整区という形のものが設けられてきた経緯がございまして、実態として、いわゆる調整区としての浜地区の子供たちのほとんどは樽井小学校の方へ通学してる実態にございますし、樽井小学校区におきましては、比較的小規模の住宅開発が随所にあると、こういった状況の中で、

現在900台でございますけども、四、五年後には1,000を超えるというような状況下にございます。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 松本君。3回目です。

11番(松本雪美君) 今、図らずもミニ開発なんかがふえて、住宅建設がふえて、住民の数がもう1,000人を超える状態になってくるだろうと、四、五年後にはね。そういう状態の中で、当然調整区であったとしてもほとんどが雄信小学校に通わないで樽井小学校に通うことになっているということで、ことしの1年生は5学級になったらしいですね。

それで、先ほどおっしゃったのは15年、16 年、17年、18年、19年と1学級ずつふえて いくということであるならば、もうその時点で9 1 1人の子供たちの総人数が1,000人近い人数 になっていって、それで結局パンクにならざるを 得ない状況だと、こうおっしゃるわけですけど、 そのようなミニ開発がどんどんふえたという実態 は、泉南市の開発行政そのものをやっぱり問題提 起していかねばならないんじゃないかなと思うん ですが、開発指導要綱の中には、当然いろいろ公 共事業との関係で学校なんかの配置も含めて、子 供たちの人数なんかもある程度調整できるような 形で開発も許可をしていく。一体どうなるんかと いうことで、こんな事態を招くまでに何らかの手 を打つようなこともできたんではないかなと私は 思うんですけれどね。その点では32条協議なん かをされた状態がどうであったか、そこら辺を聞 かしていただきたいと思うんですね。

それと、こういう生徒数の増にかかわって、当然チビッコホームなんかでもことしも60人も超えるようなぐらいの、定数60人ということで2つのクラスでチビッコホームを開設せざるを得なくなった状況もあるわけですから、これから毎年毎年児童数がふえていくということになれば、当然付随して、チビッコホームの方も入り切れないような事態を招くということはもう目の当たりですね。

だから、ただ単に校区編成について考える審議 会の委員をふやすという、そういう問題ではなく て、これからの泉南市全体にかかわっての教育の あり方までも含めまして、やっぱりもっと慎重に、 行政としても、そういう開発行政の中ででもここ の問題はメスを入れてちゃんと対応していかねば ならないんじゃないかなと、私はそういうふうに 思うんですね。

たまたま今回は樽井小学校のことを取り上げておられましたが、信達関係でもミニ開発がどんどんふえてますし、子供たちの状態も人数はやっぱり多くなって、ことしは信達小学校は1年生162人いるんですよね。養護学級へ通っておられる方が1人おって161人ですけれども、1人ふえてますけれども、4クラスで対応しておられるというような、そんな実態もありますしね。また、これ来年になるとどういう状態になるかというのは、私も本当に信達小学校も大変な状態に追い込まれていくんじゃないかなと危惧するところですわ。

あと、こういうことも含めまして、この校区の問題については、十分にその審議会委員をふやすということでありますなら、当事者であるべき地域の人たちをどの程度入れていくのか、その辺どういうことを考えておられるのか。人数のことについてもまだそこまで決めてないとおっしゃいますけれども、そのことでしっかりと住民の声を聞いて、そしていろんな、先ほど東幼稚園の問題もありましたけれども、学校へ通学されている親の声が反映されないような形で、教育委員会が強制的に何でもやっていくというようなことであれば、また大きな摩擦が起こるばかりでありますから、そこら辺のところは本当に慎重に対応していただきたいなと思うんですね。

その辺のところを聞かせていただきたいんですけれどもね。どういう地域の人たちを選んでいくかということについても、今の時点でわかる範囲で考えておられることを示していただけますか。議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。教育指導部長(吉野木男君) 答弁さしていただく前に、先ほどの教室の状況の問題ですけども、すぐにでも使える状態の空き教室は現時点ではございませんということで、一定手を入れれば別の建物がございます。だから、今すぐにでも使える

状況にある教室というのは、いっぱいだということでございます。

それから、今後の樽井校区に関する審議会の件でございますが、先ほど申し上げましたように、保護者、関係住民、関係の方々の意見は十分受けとめてまいりたいと考えておりますし、慎重に対応いたしたいとも考えております。ただ、具体的にこういう形でということはまだ現在持ち合わしておりませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(角谷英男君) ほかに。 真砂君。 21番(真砂 満君) まず最初に、教育委員会に委員長の立場として抗議もさしていただきましたけれども、姿勢の問題として、議会直前に委員会を開催をしながら報告すらしないという姿勢については、改めてこの場で抗議をしたいというふうに思います。資料もいただきましたけれども、やはりせっかくの場というものがあって、場がなかって報告がなければこれは一定仕方ないというふうには思いますけれども、直前の委員会で触れもしないで本会議でいきなり言われるということについては、憤りを感じております。

それで、この条例についての質疑をさしていただきますが、今の質疑を聞いてますと、提案理由では校区問題を教育問題審議会に諮問するに当たりということになっておるわけですね。別段樽井ということで限定をされたものではないというふうな解釈をするわけですが、これはどうなんですか。状況というのは、今御報告いただいてますように非常にマンモス化をして、泉南市でいうと樽井小学校に一極集中をしてるという現況については理解をしているつもりなんですが、この校区編成に当たっては、樽井ありきで今回この増員を提案されているんかですね。

幼稚園問題でもそうですが、全市的に小学校の 校区、またそれに付随する幼稚園、場合によれば 保育所も含めて検討されるために今回提案をされ ておるのか、そこらをきちっと明確にしていただ きたいというふうに思います。

それと、あわせて、今現行20名ですね。それ を増員したいということで、ただし書きをつける ということで、必要があると認めるときというこ とで人数が書かれていないわけであります。にもかかわらず、今具体的に構成メンバーについてどうだという質疑を聞いていても、まだ何らの案も持ち合わせていない。私はこれは不自然で仕方ないわけですね。

一体教育委員会として、今答弁で出されてますように住民の意見を十分聞く、慎重に対応するということの答弁があるならば、少なくともこういったメンバーの方々には委員として入っていただきたいという思いがあってこの条例が出されてきている、これが自然な形ではないのかなというふうに思いますので、一定教育委員会としてのどの範囲までの住民の意見を聞くというふうに考えられておるのか、ここはきちっと明確にすべきだろうというふうに思います。

それと、あわせて、我々議会ですから、市民の 代表としてある議会としてのかかわりの範囲です ね。そこらあたりについても明確にしていただき たいというふうに思います。

それと、あわせて、今後この校区の問題についてどのような計画性を持って進めようとしておられるのかですね。年度途中での実施なんてあり得ないわけですから、あくまで実施するときには4月1日付ということになりますから、早ければ平成15年、1年ずらせば16年という形になりますよね。そこらについての計画についてどういうふうな形をお持ちなのか、この際明らかにしておいてほしいというふうに思います。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 御答弁申し上げます前に、御指摘いただきました所管の委員会の対応方については、改めておわび申し上げたいというふうに考えております。

さて、今般審議会の一部条例改正をお願いし、 審議を願うわけでございますが、全市的な校区の 見直しをかけるのか、それとも限定するのかとい う点でございますが、この点につきましては、先 般来の一般質問等でも御答弁申し上げております が、本市の全市的な小学校の状況を見ますと、い わゆる施行規則でいうところの標準規模から各小 学校を見ますと、樽井小学校が非常に突出をした 状況にあるということと、その次の状況にあるの が信達小学校でございます。

信達小学校につきましては、ここ四、五年の状況を見ますと、現況24学級であったかと思うんですが、一たん若干ふえて25程度になりますけども、また次の状況から見ると24に戻っていくというような現時点での推移にございます。

それから、現在、学年単学級という状況下に置かれておりますのは雄信小学校、鳴滝第一、第二、東小学校でございます。その中で、第二小学校につきましては、四、五年後には11クラスぐらいにはなる状況下にございます。残りの小学校につきましては、砂川が大体3クラス平均、一丘が3クラス平均、それから西信小が2クラス、新家東小学校も一時減りましたけども、また2クラスへと、新家も同様の傾向にございます。

したがいまして、市内全域を見ますと、おおむね3校以外は標準規模にほぼ近いような状況下にございます。そういった状況を踏まえるとともに、 樽井小学校の非常に焦眉の課題というんですか、 等を考える中で、今般は樽井小学校の適正規模ということに焦点を絞って御審議願いたいというふうに考えております。

それから、審議会の増員にかかわる件でございますけども、先ほども申し上げておりますように、新家東のときのことを1つの参考にしますと、おおむね今から申し上げるような構成になるんではないかというふうに思います。市議会の関係、それから学識の経験者、それから関係地元区の関係者、それから関係学校・園のアTA、そこへ市の職員と、こういうのが大枠で先行した事例を参考にすると出てくるんではないかというふうに考えております。

次に、今後の計画でございますけども、進行管理にかかわる部分でございますが、まずは今般の議会で御審議いただき、その後審議会の立ち上げということになるかと思います。審議会の立ち上げにかかわりましては、その構成とか、あるいは諮問内容についての教育委員会としての検討あるいは所管の委員会への提示等も必要かと考えておりますので、スケジュール的に見ると8月ぐらいに審議会の設置をし、第1回の審議会を開催していくという形に今のところ想定いたしております。

どの程度の審議回数が必要になるのかというのは、現時点では定かに申し上げることはできませんが、やはり1つは学校の現況なり今後の推移についての十分な御理解をいただく場が要るであろうし、それからその解決策をどう考えるのかと。つまり、適正規模とか学校区の編成の検討等も必要かと思います。

御承知のとおり学校区というのは非常に長い歴史や経過をたどっておりますし、1つの地域のコミュニティの単位ともなっておるものでございますので、それに係る人々のさまざまな思いや歴史を持ってるものとしてもあるというふうに考えますので、相当程度の審議が必要ではないかなというふうに考えております。相当程度ということで、8月に立ち上げて少なくとも四、五回では済まん状況にあるんではないかなというふうに考えております。

そうして一定の答申を得て、その後の対応というんですか、等々を想定いたしますと、これはあくまでも想定でございますが、地元協議とか地元御理解もいただくような手順を織りまぜながらいくとすれば、実際の校区編成の作動というのは16年の4月になるのではないかというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 真砂君。

2 1番(真砂 満君) まず、やっぱりどうして も樽井ありきで今回は考えるんだということであ りますけども、やはり私はもう一度この校区の問 題、適正規模・適正配置の問題を考えるならば、 喫緊の課題としては樽井小学校というのは理解は するんですが、基本的には私は全市的に考えるべ きだというふうに思います。これは幼稚園の問題 もすべて同じだというふうに思ってます。

ただ、幼稚園の問題のように、例えば堀口議員がおっしゃってましたように、東幼がありきであるとか、どこどこの地域がありきということの先入観なり、そういったことをもって誘導するというようなやり方というのは、私は間違ってるというふうに思います。

これは小学校区にも同じことが言えるわけであ りまして、今回樽井だけを考えた場合、当然雄信、 また鳴滝第一、場合によれば第二小学校まで関係してくるのかなというふうに思いますけれどもね。それぞれの学校との関連性が当然線引きによって出てくるわけですよね。それとあわせて、幼稚園も出てくるわけですね。そうなると、本当にその地域だけですべて解決するのかということになると、決してそうではないというふうに思ってます。ここは一遍全市的に学校の位置のあり方も含め、数の問題も当然出てくるでしょう。そういったことも含めて十分に検討していく時期に来ているというふうに思います。

そこにはやはり開発の問題も当然出てくるわけでありますから、まちの総合計画との連動性も十分に考えていかなければいけないわけです。教育委員会単独で場所設定も含めてやってしまうと、開発行政と合えへんかったら何をしてるかわからんわけでしょう。そこらのこともあるわけですから、十分に時間をかけてしていかなければいけないというふうに考えます。

それと、経験上からの話をされてまして、新家 東小学校の事例で見ると、たしかこれ四、五十名 だったというふうにお聞きをしてます。人数を若 干ふやすというような代物ではないですよね。 2 0名から倍以上にふやす条例の改正案なんですか ら、一定この条例というのはあくまで人数をふや す条例ですから、そのあたりは人数、規模等も含 めて、もっときちっと教育委員会としてこういう ような形で審議会をやりたいんだと、ですから少 なくともこれぐらいの人数が要る、構成メンバー についてはこうこう考えているということで、条 例の提案をしていただかなければいけないという ふうに考えてます。

今、吉野部長の方から、市議会から含めまして 市の職員までいるいろ披瀝をされました。構成メ ンバーについてはどうしてもそのようなメンバー になろうかなというふうには思いますけれども、 要はあとは人数の問題だろうというふうに思いま す。

ただ、地元といいましても、樽井だけの問題であれば当然樽井の地域の方々ということに限定になろうかというふうに思いますが、今回やろうとしてることを見た場合、当然雄信の方もおられる

でしょうし、鳴滝の方もその中に入ってこざるを得ないということになれば、当然かなりのボリュームというか、数になるわけですね。そこらあたりについてもどのように考えられておるのか。あの人も呼ぶ、この人も呼ぶということは膨大な数になってしまうわけで、一定どこかで線引きも含めて考えていかなければいけない。

ただ、そこで決定をされたことについては、地元へ当然返して協議をする場も必要ですし、その担保をきちっととる必要があるというふうに思うんです。でないと、地元というか、生の声というのはなかなか反映されないということでありますから、そこらについてどのように考えておられるのかですね。

日程的から見れば、当然15年の4月1日といえば無理が生じますから、精力的に行っても16年というのは妥当な年月かなというふうには思いますけれども、ただ言われてますように、審議会が4回ないし5回で本当に大丈夫なのかなというふうな気もいたします。それは議論の内容なり議論の中身によるというふうに思うんですが、そこらについて教育委員会として、前回の事例と比較してどのように考えられているのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) まず、審議会の構成の件でございますが、御指摘のように幼稚園の園区とも関係する部分もございます。樽井小学校の現況の中で校区編成を再度考えるということでございますので、少なくとも雄信小学校、鳴滝第一小学校、第二小学校には校区が隣接いたしておりますので、審議会の具体の校区編成の帰結によっては十分そのことも考えられますから、一応最大公約数的に考えて、それぞれ3校園にかかわる先ほど申し上げましたような観点から見ますと、ざっと勘定いたしましても40程度になるんではないかなというふうに考えております。

また、審議会のあり方につきましては、御指摘のように関係の保護者、住民の方々の意見も十分に踏まえた対応になるよう、審議会の運営等あるいは後の方向づけの必要があるかと考えております。

議長(角谷英男君) 真砂君。3回目です。

21番(真砂 満君) 四十数名という人数にならざるを得ないというような状況下であるというふうに思いますけど、今ちょっと横の方でも話ししてたんですけども、40人の会議というたら大変ですよね。

特に、例えば3地区の地元の方々が入ってくるわけですから、言葉は悪いですが、どうしても地域エゴが議論の中心になってくるわけですね。やはり従来というか、従前どおりあってほしいという願いはあるわけですから、ただそうは言うてられないということの中でどうするのかということですから、回数にしたって、後は進め方ですよね。だれが主導を持ってどういうふうな導きをしていくのか、そのことによって審議会の方向性なり持っていき方というのは大きく変わろうというふうに思います。

そういった観点からすると、本当に教育委員会としてどうあるべきなのかというようなものをきちっと持っておかないと、逆に言うととんでもない方向に進んでしまうんではないのかなという心配があります。だからこそ、そういった意味では、樽井だけでこの問題を考えるんではなくて、泉南市全体として考えるべきであるというふうに私は思います。

とりわけて、私の地域のことだけを言わしていただきますと、この問題で私は鳴滝第一小学校と第二小学校との関係にまで及んでくるんではないのかなと。保育所の問題でもそうです。幼稚園の問題、幼保一元化の問題もすべてそうなんですけれども、1つのことをすることによって、小学校の2つの問題、保育所、幼稚園の問題も、私の地域に限っていえばそのこともすべて連動しているということでありますから、対象になる範囲も非常に広くなるし、短期の問題もあれば長期の問題もそれぞれ保護者の立場からすると出てくるわけでありますから、一定の期間を経て議論をする必要性があるというふうに思います。

ですから、その辺のきちっとした担保と、その 委員を選任するにしても地元へ返して、していた だく、それぐらいの気持ちでなければなかなかう まいこといかないんではないのかなというような 気がいたしております。

その辺について私の意見を述べましたので、感想 感想というか、取り組みの考え方があればお示しをいただきたいと思います。

議長(角谷英男君) 亀田教育長。

教育長(亀田章道君) 今、真砂議員さんから御 指摘をいただいてること、十二分に我々の方も認 識いたしております。その方向で今後は教育委員 会としても取り組んでまいりたいと思います。

それから、先ほど吉野部長の方から一番最初に 今回の件につきまして謝りと申しますか、申し上 げましたが、私の方からも本当に御迷惑をおかけ いたしまして済みませんでした。今後、こういっ たことは十分留意をしながらやってまいりたいと 思っておりますので、御理解のほどよろしくお願 い申し上げたいと思います。

議長(角谷英男君) 大森君。

4番(大森和夫君) 審議会のあり方について、 幼稚園の振興計画検討委員会を通じて、こういう あり方でいいのかということで堀口議員からも質 問あったと思うんですけども、僕も同じ観点で質 問さしていただきたいんです。

といいますのは、この新家幼稚園と新家南幼稚園の統合、それから一丘幼稚園の統合問題の中で

議長(角谷英男君) 大森君。中身をよく…… 4番(大森和夫君) はい、もちろん堀口さんの 場合はイエスマンが信任されるんじゃないかと、 そういう立場での質問だったと思うんです。僕の 場合は同じように、この委員会の中で民主的な討 論が保障されてるのかということを幼稚園問題の 審議会を通じて議論さしていただこうと思うんで す。

この審議会のメンバーの中には新家在住の方がいらっしゃって、それはもちろん市の職員ではない、吉野さんも新家の方ですけども、吉野さんみたいな市の職員とか教育委員会に関係ない方からの、この統合問題についてはどのような意見が出されてるかといいますと、統廃合には反対ということがきっちり審議会の中で発言されてますよね。それにもかかわらず、結論的には統廃合を進め

ていくんだということが書かれると。こういうシ

ステムのあり方というのは、その審議会の議論が 十分保障されてない、そういうことではないかと 思いまして質問さしていただきました。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 審議会じゃなくて 振興計画の中の議論について御質問だったかと思 います。

議事録等をお渡ししておりますように、振興計画そのものが何かという位置づけもあると思うんですが、確かにいろんな、特に適正規模・適正配置にかかわりまして、賛成、反対いろいろな議論があったことは議事録に記載してあるとおりでありまして、一定、委員相互の中で議論をする中で、節目節目で会長の方が一定の方向づけについて全体の意思を諮りながら進めてきたと私どもは考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。議長(角谷英男君) 大森君。

4番(大森和夫君) 新家の方は明確に反対だと おっしゃってるでしょう。その点ちょっと確認し ていただきたいのと、この中には複数学級になる 可能性が高いが、断定できない。したがって、新 家幼稚園との統合による今後の園児数の推移を見 て、将来的には一丘幼稚園への統合について検討 する必要があると。可能性は高いが、断定できな いという理由をもって地元の意見が消されている と、そういう背景があると思うんですよ。

新家の方からの意見は中心的にはどうでしたか、 賛成でしたか、反対でしたか。 賛成、反対が出た と言うけども、反対が主でしょう。 どうですか。 議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 確かに、第2回の 検討委員会、それから第3回の検討委員会等の中 で一定の案をお示しし、御議論をいただいたと思 います。第3回の検討委員会では、このまま決め ていいものかどうか、会長の方からどうなんだと いう全体への話があって、現状では決めにくいと いう、まだ議論が十分し切れてないという中で、

一定A案、B案という形のものを再度検討すると。 そういう中で、今議員御指摘の新家南につきま しては、新家幼を新家南に統合し、数年間という んですか、一定の状況を見る必要があると。つま り、現在0歳から5歳あたりにつきましては、一 定過去の就園状況等から推測が立ちますけども、 必ずしもそういった傾向に進むかどうかも十分に 断定できない部分もありますし、逆にいえば複数 クラスの方向性もあると。

そういう中で、それではということで一定の期間経緯を見て、再度議論し、次の状況として一丘へということも議論の対象にしていきましょうと。こういう形で取りまとめをしていただいて、その場で全体に諮っていただいて、それで全体としてはそれでいいだろうということになったというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 大森君。3回目です。

4番(大森和夫君) 私も堀口議員と意見が一緒で、この審議会の内容を見ますと、新家の統廃合に対して反対の意見を明確に述べてる、そういう意見が生かされたような答申になってないということだけ私の意見として言わさしていただきまして、この審議会でも民主的な議論が通じるような形の審議会運営を心がけていただくように意見だけ述べまして、終わります。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 今回の提案は、校区問題等にかかわる審議会のいわゆる増員の問題だと、こういうふうに理解して、その範囲に限って質問をしたいと思います。

幼稚園問題では振興計画検討委員会ですね、これの位置づけが非常に大きかった。審議会にはそれがどこを見ても出てこないんですよね。ところが、5回やられて、そして振興計画を出しておられる。今回、校区問題のこの審議会ですね、これについては、これは条例の中にあるんですが、例えば部会はどの程度設置をされるのか。それから、検討委員会はどうされるのか。つくられる場合には、速やかに担当の常任委員会等に御連絡は、報告はされるのかどうか。

5回の審議を経て計画案ができた段階で、それ も議会から要請をして初めてある議員さんが持っ ておられて質問されたと。そういうことで、ああ、 そういうものができとったんだなということがわ かって、担当の委員長から資料請求があって初め て出される。議会が知らない間に事がどんどん、 どんどん進んで、非常に細かい点までやられる。 あと細かい点については、推進委員会で検討して 後日報告する。その推進委員会は一体どういう位 置づけなのか、そういうこともわからない。

今のこの情報公開の時代に、余りにもこれは独断専行甚だしい。議会を無視したやり方、こういうふうになっているように思うんですが、そういうことは、今回の校区等のこの審議についてはないんだろうなと。あってはならないことなんですが、そういう点、ないという担保を具体に日程等の中で、あるいは位置づけ等の中でお示しをいただきたい。審議会との関係の中でお示しをいただきたい。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) まず、審議会条例 に定めております専門部会設置の件でございます が、専門部会の設置につきましては、記載しておりますように専門的な事項を調査、審議するために専門部会を置くと。(和気 豊君「それは読んだらわかるよ」と呼ぶ)はい。実際、まだ十分具体の審議内容等の煮詰めをしておりませんので、 現時点で専門部会を設置するか否かということについては、結論は持っておりません。

それから、幼稚園問題にかかわりましては、まずは答申をいただいて、答申をいただいた上でその具体化ということで振興計画と、こういう位置づけにし、そのための検討委員会を設けたということでございます。

今般の事案につきましては、先ほど来答弁いたしておりますように、ある程度限定的に樽井小学校区に係る校区編成ということで、そういう意味でいいますと非常に具体的な内容でございますので、答申を受けて、さらに答申の具体化ということでのまた別途組織をつくって、実施計画的なものをつくるということについては、ちょっと今の段階でははっきり申し上げることができません。

ただ、一定の審議スケジュール、あるいは答申 の節目節目、あるいは答申が出た後の対応方につ きましては、十分に所管の委員会あるいは議会等 で御議論がいただけるような状況にいたしたいと いうふうに考えております。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) できたものをその結果だけを報告するということではなくて、一定議会も市民を代表してるわけですから、議会の意思が論議の過程で、プロセスで反映できるような、そういうようなあり方というのがやっぱり望ましいんではないかというふうに思うんです。

それで、振興計画、これをつくるというのは、 後にも先にも出てきてるのは、我々が目にしたの は、例の行財政改革の幼稚園の統廃合の問題のと こだけなんですね。それでも事が12月からどん どん、どんどん進んで結論だけを出される。そう いうことを、今後こういうあり方がひとり歩きさ れるということになりますと一体どういうことに なるのか。もう議会は要らないと、こういうこと に極言してもいいようなことになってしまいます ので、そういうことをおもんばかって、私はあえ て、具体の問題を論議されるわけですけれど、経 過、これはもう十分に御報告をいただきたいなと いうふうに思うんです。

それから、あまねく関係者の意見を聞くということはいいんですが、先ほども真砂議員からありましたように、40人で一体どういう会議を開くんやろうなと。私は余りようけのとこでしゃべるのは苦手なんですが、本当に議員という、そういう日ごろ発言する機会を得ている人間でも、40人というような場で持論を展開するなんていうようなことは実際できにくいというふうに思うんですよ。

そういう点では、少数精鋭というのもいかんとも思いますし、幅広さというのは、これはたっとぶべきだというふうに思うんですが、それがために意見が出せないと、こういうことになってはどうかというふうに思いますので、そのためにも専門部会がせっかく審議会の中で位置づけられているわけですから、そういうこともひとつ工夫される必要があるんではないかというふうに思います。

とりあえず報告ということだけではなくて、議会の意思が審議会に反映されるようなシステムづくり、これについては少し具体に意見を述べていただきたいなと、今度の条例改正との点でひとつお願いしたい。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 具体の審議会の運営につきましては、十分に議会等の御意向も踏まえながら、一定の最終的な取りまとめができるよう努力をいたしたいと考えております。(和気豊君「それから委員会、人数」と呼ぶ)

先ほど審議委員40名と申し上げましたけども、確かに40名という数字で構成し、具体の審議なり運営なりをすることの難しさも想定されるかと思うんですが、このあたりにつきましては一定十分精査もし、考えていきたいというふうに思います。

議長(角谷英男君) ほかに。 北出君。 12番(北出寧啓君) ここで直接触れられてませんけれども、財政危機の問題も含めているいる問題が惹起してきて、取り組みが始まったというふうにも背景的には語れると思うんですけれども、ちょっと二、三点お聞きいたしたいと思います。

審議会の委員の数については今触れられてましたけれども、いわゆる適正規模・適正配置ということで、配置に基づく規範的なものをどこに置かれるのかということがあると思うんですよ。時間がありませんので、先に考えを申し上げたいと思うんですけれども、我々は旧6カ町村の集合体でありまして、例えば私のところは元雄信達村でありまして、そういう文化生活共同体があって、私は雄信小学校へ通学しておりましたけれども、今の段階で考えますと、例えば男里区、浜区が区分されまして、生活文化の形が変わってるんですよね。

だから、旧来のそういう意味で雄信達地区というふうな締めくくり方はできないとは思います。 つまり、そういう意味で変遷してくる生活文化のあり方、共同体のくくりということを1つの規範に置く、これは大事なことだと思います。固定的ではないですよね。だから、旧来6カ町村だからその枠組みでやれということではないと思います。

もう1点は、それは当然合理的な選択だと思うんですけれども、距離ですね、通学距離。

おおむね考えるに、この2つが適正規模・適正配置の枠組みで決定の1つの規範性になるんじゃないかなと私は思っております。その点について

ちょっと御意見があれば、お聞かせ願いたいと思います。

それと、直接的に樽井校区の問題がかなり大きなウエートを占めてるのかなと思いますけれども、個々の議員の意見を伺いますと、やっぱり部分的な張りかえではいけないと。全般的な見直し、これ当初3歳児教育も含めて大きな枠組みで提起されてきているわけですから、これ部分的な張りかえじゃなくて、この間も戦略的なというふうにやじらしていただきましたけれども、そういう枠組みでやっぱり教育委員会の方は提出されることが必要ではないかと思います。その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

適正規模・適正配置、統廃合等の問題に関しては、やっぱり地域利害とかいろいろ絡みますんで大変なことだと思います。御苦労と思いますけれども、教育委員会なりの責任と、それからちょっと今いろんな形で言われてますけど、情報の迅速な公開ということは必要かなと思います。これは審議会にゆだねてますので、我々議会というのは、これを審議された結果、答申の結果をまた改めて議会で審議して議決するという手順をとっておりますから、当然先行して審議会で協議されるのは当たり前の話でありまして、ただそれが手続上、教育委員会等が議会に迅速に情報公開するかどうかという問題にかかわってくると思うんで、その辺は今後とも手続として公正、明快、透明性を持って行っていただきたいと思います。

じゃ、その今言った3点ほどについてお答え願 いたいと思います。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 校区編成等に係る 基本的な考え方ということでございましたけども、 どういった視点から今日校区問題を考えることが 必要なのかということも一定議論の対象になるか というふうに思います。

例えば、その1つが客観的な通学距離という問題でございますけども、通学距離につきましては、施設設置にかかわりまして一定の目安が示されてると思うんですが、あるいはまた従前とは違った新たな地域社会の形成というんですか、そういった状況もございます。

そういうことも含めて、単に教育活動や学校運営の視点から適正な規模について一定議論をしていくということも必要ですし、具体の線引きについては、先ほど御指摘もいただいたような点も含め、検討する必要があるというふうに考えております。

それから、全体的な枠組みという問題でございますけども、先ほど来御答弁申し上げておりますように、小学校の問題はすぐれて幼稚園の問題にも連動しますし、ひいては全市的な問題に係る部分もございますが、そういった点も考慮しながら、今回は樽井小学校を含めた校区編成について一定の審議を願い、方向づけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 北出君。

12番(北出寧啓君) ちょっとうかつで聞き取れてなかったかわからないんですけども、さっきの1つのまとまった生活共同体という単位というのが大事だと思うんで、うちの祖父だったら雄信達村会議員だったんで、その雄信達村の枠組みで考えたと思いますけど、私は泉南市議会議員ですんで泉南市全体の枠組みで考えます。6カ町村の境界というのは、それは問題じゃないわけですよね。

だから、それは旧の行政区の枠組みですから、 浜区、男里区とかありますけれども、やっぱり泉 南市の大きな枠組みで、共同体の枠と通学距離と か、そういう基本的な基準を明示しながら間違い なくやっていただきたいなと。要望にかえさして いただきます。

終わります。

議長(角谷英男君) 本日の会議時間は、議事の 都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ほかに。 以上で本件に対する質疑を終 結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と することに決しまして御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第5号 久冉芳春教育基 金条例を廃止する条例の制定についてを議題とい たします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(馬場定夫君)

〔議案書朗読〕

議長(角谷英男君) 理事者から提案理由ならび に内容の説明を求めます。上林助役。

助役(上林郁夫君) ただいま上程されました議 案第5号、久冉芳春教育基金条例を廃止する条例 の制定について御説明を申し上げます。

平成11年、当時鳴滝幼稚園園長の久冉侚子氏から、亡くなられた御子息が文学を好んだということから、供養といたしまして学校・園の図書を充実をしてほしいという意味で1,450万円を市に指定寄附をされました。それを受けまして、本市といたしましては、同年3月、その御遺志を実現するため久冉芳春教育基金条例を制定し、その後これを有効に活用した事業実施を各学校・園で検討してまいりました。

しかしながら、昨今の経済事情から運用収益も 非常に少額であり、学校・園の数も多数に上るこ とや、基金の一部を活用するだけでは効果のある 事業実施が難しいものがあり、今日まで事業実施 に至っておりませんでした。

今回、基金の原資を指定寄附された久中侚子氏から、全額を取り崩してでも早急に事業実施してほしい旨のお申し入れもありましたので、その御意思を尊重いたしまして、基金の全額を取り崩して条例の目的にある事業に充てるため、久中芳春教育基金条例を廃止するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御 審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ ます。

議長(角谷英男君) これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 上山君。

10番(上山 忠君) この廃止ですけども、今回の補正予算の中で皆1,457万3,000円上がってるんですけども、そのうち小学校が936万、

中学校が404万、幼稚園が117万3,000円という形で配分されてるんですけども、この配分の根拠はどういうふうな形でこういう配分になったのか。

議長(角谷英男君) 中村教育総務部長。

教育総務部長(中村正明君) 今回、1,450万プラス若干の金額の運用利子というのがございますけども、それらの配分についてはできるだけ平等を期したいということもございます。それで、予算の半分を各学校の規模に合わす、残り半分を学級数等によるというようなことで、計算上いたしております。

議長(角谷英男君) 上山君。

10番(上山 忠君) 小学校11校ある中で、 充足率からいったら100%いってるのは3校で すわね、この間の答弁からいきますと。それでいって、50%未満が5校というふうなこの間の答 弁あったわけなんですよね。そしたら、とりあえ ずは先に100%まで充足するところに重点的に 配分したらどうかと思うんですけど、そういうふ うな考え方はないわけなんですか。

議長(角谷英男君) 飯田学務課長。

教育指導部学務課長(飯田 実君) 各学校の学校図書の充足度に応じての配分ということも一定の考え方としてはございます。しかし、今回この久中基金の意義を考えましたときに、各学校にやはりこの久中基金の意義を十分伝えたいという思いがございます。

そして、もう1つが各学校により図書の達成率 のばらつきは確かにございますが、新しく入りま した総合学習云々、また今学校が求められており ます新刊、そういったことを考えますと、やはり 今回これを一定学校規模、学級数によって配分す る方が適正ではないかという判断をもちまして、 このような配分を考えた次第でございます。

議長(角谷英男君) 上山君。3回目です。

以上です。

10番(上山 忠君) はい、わかってます。この趣旨はよくわかるんですけども、やっぱり少ないとこに余計配分してやるのが本来この久中氏のあれも生きてくるんじゃないかと思うんですけどね。その辺のところ、やっぱりこれはこういう配

分でいくよと、それであと足らんとこは、この充足率の低いところは、一般会計の教育予算の中からこっちへずっとやっていくというふうに理解してよろしいですか。

議長(角谷英男君) 飯田学務課長。

教育指導部学務課長(飯田 実君) 各学校の図 書費につきましては、これまでも一定学校規模、 それから学級数に応じまして配当してきたところ でございます。本年度につきましても、学校図書 を各学校で少しでも購入していただきたいという 考えを持ちまして、教材備品費と合わせました図 書購入費なんですが、例年並みの確保がされてお ります。

その中で、特に図書費については、各学校に一定最低この金額で図書を購入していただきたいということでお願い申し上げておりまして、図書の増冊につきましては、まだまだ達成率は低いんですが、一定の改善の余地をもちまして学校図書の方では本の数がふえているのが現状でございます。以上です。

議長(角谷英男君) ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いた しておりませんが、本日の会議はこの程度にとど め延会とし、明2日午前10時から本会議を継続 開議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明2日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労

さまでした。

午後4時59分 延会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長 角谷英男

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠

大阪府泉南市議会議員 松本雪美